

午前 10 時 5 分 開議

議長（巴里英一君） おはようございます。ただいまから平成 10 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、26 番 嶋本五男議員からは遅刻の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 12 番 真砂 満君、13 番 和気 豊君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 4、泉南監報告第 3 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 3 件を一括議題といたします。

本 3 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 和気 豊君。
監査委員（和気 豊君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから平成 9 年 11 月、12 月分及び平成 10 年 1 月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を御報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 11 月分は平成 10 年 1 月 6 日に、平成 9 年 12 月分は平成 10 年 2 月 3 日に、また平成 10 年 1 月分は 2 月 27 日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計など、収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、甚だ簡単ではありますが、検査報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（巴里英一君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3 番（小山広明君） 今、和気監査委員から報告がありましたんですが、監査委員の動きというのは市民にも余りよくわからない部分がたくさんあると思うんですが、来年度予算でも 6 つの会といいますか組織に対しても負

担金を出してありまして、いろいろ研修をしとるんじゃないかと思うんですが、この間の監査委員の対外的な研修の内容みたいなことで、どのようなことに参加し、どのようなことが議論されたのか、その状況を説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気監査委員。

監査委員（和気 豊君） ただいま御質問がありました監査委員の仕事を明らかにする上で、監査委員の研修についてどのような研修がやられているのか、またどのような研修に参加をしたのかと、こういう質問内容であるというふうに思います。

私は、11月からこの任に当たっているわけでありましたが、任に当たった直後に、名古屋市におきまして全国監査委員研修会がございました。そのテーマは、1つは外部監査導入に伴ういろいろな諸般の監査事務のあり方について、これが第1点であります。そして、もう1つは、監査委員のみならず、すべてにわたって行政にかかわってくる課題であります。金融問題、すなわち日本型金融ビッグバンの問題について学習をする、こういうことであります。名古屋市に赴きまして研修の実を上げさせていただきました。

以上であります。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 11月に就任されまして、その後、1回名古屋で全国の監査委員の研修をされたということですが、中身については余り説明なかったんですが、卑近な例かもわかりませんが、1泊2日なのか2泊3日なのか、そういうふうなこともちょっとつまびらかに、やっぱり市民の皆さんも大変関心あるところですから、監査委員が研修は名目で1つの観光旅行とまでは言いませんけども、そういうようなイメージも市民の中には私はあると思うんで、その辺やはりどのような内容で監査、視察がされたのか、その辺中身をきちっとやはり説明をしていただきたいと思います。今の状態ではそういうようなものは全然判断できないわけですので、もう少し中身について御報告をいただきたいし、そういう研修がやはり市民の前にきちっとこういう形で泉南市の監査事務に生かされたんだという、そういうようなことも含めてひとつ御報告をお願いをしたいと思います。

議長（巴里英一君） 小山君に申し上げます。監査内容でございますので、

それに基づいて質疑を願いたいというふうに思います。今おっしゃってることは監査委員の研修の問題でありますので、これはまた別のところでお聞き願いたいというふうに思います。

なお、監査委員、答えられる範囲内であればお答え願います。和気監査委員。

監査委員（和気 豊君） 平成3年4月2日付で地方自治法が改正されて、いわゆる監査の仕事の中身、非常に重要になってきております。外部監査の導入ばかりでございます。それから、行政監査についても当然のこととして、従来の金銭出納にかかわる監査のみならず、そういう多岐にわたる、各般にわたる監査が義務づけられてまいりました。そういう背景を受けて、監査に係る研修会というのは非常に充実をしております。名古屋市における全国監査委員会、両日にわたって研修がありました。

1日目については、いわゆる金融ビッグバンに基づくその編成後の日本の経済情勢あるいは国際金融情勢のあり方等について詳しく報告があり、研修の実を上げさしていただきました。そして、2日目については、いわゆる外部監査導入に伴う各市における監査のあり方、果たして本市について、そういう外部監査導入が予算規模からいって導入できるのかどうか、私はその講師の報告を聞きながら考えておりました。導入ができればいいのになというふうに考えました。

また、このことについてはまだ市長とも話をしておりませんが、徹底した監査の実を上げるためには外部監査の導入必要だという判断を下しておりますので、市当局にも申し上げ、それなりの対策を講じていきたい、そのような学習の実を上げてきた、こういうことを内容として報告をさしていただきたい、こういうふうに思います。

〔小山広明君「どこに泊まったかぐらい言えんのか。名古屋内のホテルなのか」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 何回もしたくないんですけどね。だから1つ、1日目の研修はわかりました。名古屋の市役所を視察したんじゃないかと思うんですが、その中で有意義なビッグバンの話をして実を上げたという話がどういう内容なのかですね。やはり公費を使って研修しとるわけですから、そういう研修したことの報告書をやはり議会なり市民なりにも示して、監

査委員が研修した内容について共有をして、やはり監査に対しての理解を深めていく必要があるだろうし、市民にとっても監査に対しての意見を言う機会もあるわけですから、もう少しその中身についてちゃんと報告をしていただきたいし、突然の質問ですから無理な面もあるかも知れませんが、単に行政の監査をするということも中心になると思うんですが、この間の監査委員の研修なり行動なりは、中身も含めてやはりちゃんと報告をする、そういう場はぜひつくっていただきたいし、市の方にも外部監査が必要だということを監査委員自身が感じられたと思うんですが、そういう点ではきちっと市の方にもそういうことを言って、回答についてもきちっと、市がどういう考え方をしとるのかも明らかにした中で、議論の素材をつくっていただきたいと思います。

要望にしておきます。

議長（巴里英一君） 和気監査委員。

監査委員（和気 豊君） 私、答弁の中で明確にお答えをしたと思うんですが、今何か名古屋市の市庁舎を視察に行ったかのような質問でありましたけれども、両日研修、こういうことを明確に申し上げ、初日についてはと、こういうふうに前置きをして、その内容についてもこの場においてはかなり詳しく報告をしたと思います。

また、それ以上の報告については、今回は例月出納検査に係るこの現金のあり方について、公正に支出され、そしてその支出が効果的な行政運営を果たしていたかどうか、こういう中身に至る報告でありますから、その分については私は甘んじて幾らも質問を受けますが、この監査の研修の内容について、今質疑された内容については、この程度に私はとどめ置きたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 申し上げます。あくまでも例月監査でございますので、その範囲内で御質疑を願います。

ほかにございますか。———北出君。

25番（北出寧啓君） 少しだけ質問させていただきたいと思います。

今、外部監査導入の問題、御報告いただきましたけれども、都道府県では食糧費の問題から監査機能が十分円滑に行われているのかということも含めて、外部監査というふうな問題が発生してきたと思うんですけれども、和気監査委員は外部監査の導入が必要であるということで提言されたとい

うことなんですけれども、できましたら現状の問題点を少しだけ述べていただきたい。そして、外部監査導入の必要性ということをごできたら少しだけ述べていただきたい。

食糧費と交際費は、行政当局はかなり絞り切って、明朗に行使されてると思うんですけれども、その点の簡単な報告もしていただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（巴里英一君） 和気監査委員。

監査委員（和気 豊君） もちろん監査については議会から、そして泉南市の場合、当市においてはいわゆる外部から有識者を代表監査委員として招来をして監査の実を上げているところではありますが、それ以上にやはり外部から専門家の登用をすることによって、適正な金銭の支出のあり方、歳入のあり方だけではなくて、行政全般にわたる、今問題になっておりますいわゆる談合問題等になりますと、やはりそれなりの専門的な識見を有する方の外部監査の導入が必要だろうと。まさに今、泉南市はそういう途上に差しかかっているのではないかと。しかし、残念なことに、財政問題等、あるいは常勤監査、こういうものを置くことについては、財政的にはなかなかそれに対応でき得ないのではないかと。各市も同じようなことで悩んでいるということが、席上でもお話がありました。

私は、その隘路を克服していくためにも、何としても情報公開制度——市も来年度、10年度をもってこの制定に努めたい、こういうふうに言っております。私は、市民の大幅な知る権利を活用しての実質的な監査、情報公開制度を受けた監査といえますか、これがその隘路を克服する大きなかぎになるのではないかと、こういうふうに考えております。

以上であります。

議長（巴里英一君） 北出君。

25番（北出寧啓君） もう1点だけお伺いいたします。

私も情報公開条例との関連で説明していただきたいというのがありましたので、まことにありがとうございました。

それと、事務監査から行政全般にわたる監査執行という形に監査委員の業務が拡大しております。そして、議会議員の監査の賃金体系と、それに基づいた監査委員としての運用という面で、できましたら例えば月に定期監査だけではなくて、さまざまな日数、時間も要した行政監査も必要だと

思うんですけれども、しかし現行の給与体系は全く変わっていないということで、その点について監査委員はどのようにお考えなされているかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（巴里英一君） 和気監査委員。

監査委員（和気 豊君） 例月出納検査の中には数字的には出ておりませんが、今監査としていただいている賃金というのは3万を切る程度の額であります。本当にこれに精通していく、いろんな書物を必見をして監査の効果を上げていくということになれば、当然、北出議員も監査の経験がありますから、いわゆる少な過ぎても多過ぎることはない、こういう実情であります。本当に名目だけではなくて、実のある監査を上げるためには、当然その点の裏づけ、保証が要ることはおっしゃるとおりでございます。また、当局にもお話を申し上げ、対応をしていきたいと、こういうふうに思います。

〔北出寧啓君「どうもありがとうございました」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございせんか。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際、お諮りいたします。本日これより上程予定の議案のうち、平成10年度各会計予算18件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案のうち、平成10年度各会計予算18件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第1号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページから11ページまででございます。提案理由の御説明を申し上げます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、契約の目的は廃棄物処理施設整備事業でございます。工事請負者は大阪市北区中津一丁目6番24号、浅野工事株式会社大阪支店でございます。

契約金額は7億4,025万円でございます。

契約の締結方法は指名競争入札でございます。仮契約日は平成10年2月13日でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料に添付をいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3番（小山広明君） この入札、市長が入札後には予定価格を公表すると言った後で出てきた、これ今年度でございますけども、議案でございます。

きょうの新聞でも、裁判所も大阪府の予定価格を公表しようということ、かなり時代的にはそれが普通の流れになってきたんではないかなと思うんですが、このきょうの契約を見ますと、市長がこだわっております下限価格を言わないということなんです。これ全部が的確な入札という行為になりますと、一番上が8億400万円、そして今回落札したのが7億500万円ということで、1億円近い値幅があるわけなんですけども、こういうことが数字として明らかになれば、これは予定価格よりかなり下の——下と言ったら下限に近い形で落札をしたのではないかなと推測が十分できるわけなんですけども、市長がきのうも言ったような、行政はその都

度その都度、そない下限、最低を変更できないという答弁と合わしますと、既にこういう幅が、いわゆる予定価格と下限価格との率ではないかなというように我々感じるわけなんですけども、市長、実際はこういう状況で我々に示されるわけなんですけども、それでも来年からというのは、それはそれで1つの前進ですけども、この部分もかなり金額も大きいわけなので、やはり下限価格、予定価格ということをもう一步前進して示されたらどうかかと、私はそう思うんですけども、この点でどうなんでしょうか。そして、私が今言ったような、この数字から見れるそういう理解というのは間違っていないかどうか、その面も含めてお願いをしたい。

それから、我々に示されるこの一式というあり方ですね。金額の提示の中で、機械工事一式とか、こういうことではなかなかわからないんですけども、これだけ項目を分けておるのであれば、機械工事何ほと、配管工事何ほとかというような、そういう何か具体的な——そうするとこの工事は機械工事が主で、あとの電気工事とかそういうようなのは少ないんだとか、もう少しわかると思うんですけど、こういう工事ごとの金額みたいなことは示されないのかどうかですね。その辺をひとつ御説明いただきたい。

それから、これは今まで市が言っております入札のときのくじ引きというのは該当しないのかどうか。この方法はですね。これをちょっと御説明をいただきたいと。

それから、契約の内容、工事期間の内容で、この3月31日ということが、この文面だけを見るとやはりちょっと理解しにくいということが委員会等でもありましたんですが、議案説明の中でそれはちゃんと聞いておる方もおりますし、やっぱり聞いておらない方もおるわけですし、当然これは市民に公開されておりますから、市民も傍聴しとるわけですので、その辺の説明は議案説明の中できちっと私はするべきではないかなと。

市民と先ほど言いましたけども、市民はこの議案を全然見てませんからね。そういう点では我々に議案を見せるのも、当然見せていただかなくてはいけないんですが、市民に傍聴権があるという点からいえば、傍聴してちゃんとわかる権利があると、そういうことだと思っんです、傍聴者にもやはり議案書は傍聴席に示すということが、私、必要でないかなと。これは、そういうことをやってる市町村があるわけですね。それは当然だと思っいます。だから40部そろえるというのは大変かもわかりませんが、例

えば5部ほどあの傍聴席に議案書をちゃんと備えておくということも、やはり市民に対する配慮として私は必要なんじゃないかなと思うんですが、その議案の提案の仕方も含めて、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

まず1点目、工事の概要の中で、機械工事一式とか配管工事一式というような書き方をしておるだけではなかなかわかりにくいということでございますが、この分を工事が幾らというような形になりますと、当然入札金額と合うてこない。入札金額につきましてはすべてで幾らということになりますので、機械工事で幾ら、配管工事で幾らというような入札ではございませんので、その辺はなかなか書けないということ。

それとまた、金額でなくして内容的なことを書くということになれば相当膨大になってくるというようなことで、なかなかここにあらわせないというようなことで、こういうふうな形で載せさせていただいておるところでございます。

また、それと2点目の予定価格の公表でございますが、これにつきましては、さきの代表質問なり一般質問なりの中で御答弁申し上げてますとおり、10年4月発注分から公表したいということでございますので、その点御容赦をお願いしたいと思います。

それともう1点、くじ引きと言われましたけども、これはさきに入札方法、抽せん型ということで御質問されたんじゃないかなと思いますが、これにつきましては抽せん型ではございませんので、質問の内容と私の解釈と食い違っておりましたら御容赦願いたいと思いますけども、これはあくまでも指名競争入札、抽せん型を採用いたしておりませんので。

それと、工期の関係ですね。これにつきましては、この工事につきましては国庫補助対象事業でございますし、し尿処理の関係の補助金につきましては10年度から国の方がなくなるということで、府を通じまして国の方に御相談をし、9年度事業であれば補助金をつけるということでございました。その関係上、9年度急遽このような形で提案させていただいておるわけでございますが、ただ繰り越しをしても構わないということでござ

いますので、この契約の中には、工期は10年3月31日と記載しておりますが、また一般会計の補正予算の中で繰越明許費という形をお願いする形になってございますので、その点よろしく願い申し上げたいと思います。

傍聴者に対する議案ということでございますが、これにつきましては、初めてこうして御指摘を受けますので、今すぐここで私の方でお配りするということはちょっと申し上げられませんが、その辺、今後検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 質問したことに全部答えてもらわないとちょっと困るんですけども、だから抽せん型は、かなり世間でも泉南市は抽せん型ということでイメージがあるわけですし、先駆的なイメージがあるわけですから、なぜこれはそれにできなかつたのかという説明を先やってもらわんと困ります。制度上できないのかどうなのかですね。そこをちゃんとやってもらわないといけませんよ。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 答弁足らずで申しわけございませんでした。

抽せん型指名競争入札の件でございますが、これにつきましては、市内業者を対象とした工事ということで、おおむね9,000万円以上の工事ということで対象にいたしております。今回の場合は市外業者の対象ということで採用いたしておりませんので、その辺よろしく願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、そんなことは議論されてませんでした。市外業者は対象外にして、市内業者だけを抽せんにすると。それやったら市内業者に対して、業者から見れば厳しい処置じゃないですか、これ。それは市内も市外も、そら市内だけとか市外とか分けるんじゃないし、やっぱりまげてやることもあるだろうし、そらやっぱり言われたことについてはちゃんとやらないと、市長、それはそういう評価が高いだけに問題じゃないですか、これ。そうか業者がおらないとかね、それはありますわな。倍やるといったって対象業者がおらない。これ、指名願を出しとかないと指名をできないんでしょう。だから、そういう合理的な説明をした上でやらないと、今の説明じゃちょっと僕は納得できないですね。これはちゃんと、

市長、これはほんとに泉南市のシンボリックな、看板的な、談合問題に対して市が示した明るいニュースですから、今の部長のような答弁では私がかくつきますね。それはちゃんと説明をしてください。

それから、機械工事とか配管工事と、こう書いてあるけど、どれぐらいのウエートか全然我々わからないということなんで、これはもちろん工事の中身にも入るんでしょうけども、やはり予定価格を入札後に公表するというその意味は、そこに僕はもう1つあると思うんですよ。だから、予定価格における機械工事は何ぼ、配管工事は何ぼ。それは、予定価格を出すということは、そういうものが全部わかってないと出せないわけですから、そういう工夫が要るんじゃないかと。議論をちゃんとしたら方法は何ぼでも見つかると思うんですが、頭から部長の方はできないという頭で、何かできない言いわけを並べたというだけに終わると思いますよ。

何でもやるのにはそらいろいろ、今までと違うことをやるのはいろんな問題点があるから検討しないとイケないと思いますが、予定価格を公表するというのに踏み切った、その意味はやっぱり入札後であれば予定価格における機械工事は何ぼだと、配管工事は何ぼだというようなことを出していただけるんじゃないかなと私は思います。

それから、9年度で補助金が打ち切られるのでこういう形にしたということなんですが、理由はわかるんですが、やっぱり僕は説明の中で、実際の工事終了期間はいつかということが知りたいわけですね、我々は。これだったら、これだけを見れば3月31日までにできるのかなと思うんで、繰越明許といいますけども、それは何かよほどの事情があって、そしてそれは勝手に行政ができるんじゃないしに、議会の議決が要るわけですからね。それは当然正規なものはここで示されたものが正規と、そしてそれはやむを得ないなというときに特別に認められてる制度じゃないですか。

だから、国もそういうことをいいと言ったのは、僕はちょっとわからないんですが、やはりみずから決めた国の原則をそうやって、9年度だけでも、ほとんどの工事、10年度にまたがる工事をいいよというのは、みずから原則を決めながら、原則はあくまでも原則で、もう延びていくのはいんだというような法律に対する姿勢というのは、問題じゃないでしょうか。それであればそれは正式に、もうこういう状態だから10年度もやはり補助を延ばしてほしいというような要求を正面切ってやって、それをや

っぱり社会的にも明らかにしていく必要があるんじゃないでしょうか。何かそういう小手先のやり方で我々議会に審議を求めてくるというあり方は、問題ではないでしょうか。

それから、傍聴者への議案書を出す理由については、僕がさっきる述べたからそれは言いませんが、やはりこれは前にも私一回提起しとるわけなんで、これはやる方向でいくとかね、それぐらいの答弁はいただきたいと思うんですね。僕はそんな問題でないと思うんですよ。部数には限界があるけども、例えば2部か3部は傍聴席にも議案書を置きますということは、これは簡単にできるんじゃないでしょうか。終わればそれは回収できるわけですからね。そういうことはもう少し前向きに、これぐらいのことは議論の中でやはり実現をしていただきたいと思います。その点でどうでしょうか。余り何回もやりたくないんで、きちっと答弁してください。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、予定価格の公表でございますが、先ほども申し上げましたとおり、平成10年4月発注分から公表させていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、抽せん型の入札でございますが、泉南市抽せん型指名競争入札試行要綱というものを定めておりまして、その中の対象工事といたしまして、対象とする工事は、原則として市内業者の指名を対象とした発注予測金額がおおむね9,000万円を超える建設工事とするということで定めてございます。この試行期間が1年と。9年11月12日から施行いたしております、1年間ということでございます。また、この1年間が経過する段階におきまして、この要綱について見直すのか、また廃止するのか、いろいろとその点を今までの試行の内容等を精査しながら検討していきたいと、このように考えております。

そのほか、工事一式の関係とか実際の工期等につきましては、担当原課の方から御答弁申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の工事期間についての御質問であったと思います。実際の工事期間はどの程度かかるものかというお問い合わせであったと思いますが、先ほど総務部長が御答弁申し上げましたが、本議会に

一般会計の補正予算といたしまして、私ども繰越明許費をお願いしているところでございます。これが御承認いただいた後、本来の工期変更を行いたいと、このように考えておるところでございます。

現時点での完成予定につきましては、本年10月の末日を予定いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 傍聴席への議案の配付ですけども、基本的にはこの議場の管理は議会ということもありますので、配付を前提に議会事務局とも協議を進めてまいりたいと、かように思います。

議長（巴里英一君） 上林助役、言うてる意味とちょっと違うから。

助役（上林郁夫君） 先ほどの議案書の配付というのは、ちょっと誤解を招いたらいけませんので、議場の傍聴席へ議案書を置くということで、御訂正を申し上げたいと思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 各工事ごとのウエートをパーセントで出すのか予定価格公表の趣旨に沿って出すのかはわかりませんが、それを計算しとるんですか。じゃ、それは後で結構でございます。

私、市長に基本的なことを質問したんですが、そういう繰り越しのあり方ね。やっぱりほとんど来年度になるものをですね、それは手法としてはわかるんですけども、それは正面立って国の方に、こういう現状だからちゃんと、繰り越しじゃなしにもう1年——全国的にもそういう問題があると思うんですけども、それはやはり下水道整備なり小型合併浄化槽の普及なりに合わせた何か処置のように感じられるんで、その辺はやっぱり地方の現状をきちっと国の方に言って、こういう変則的な提案のあり方はないようにしてほしいと僕は思うんですね。テクニックでやるんじゃなしにね。そこはぜひ市長に、基本的なことですからお答えをしておいていただきたいと思います。

それから、ちょっと僕は納得できないですが、廃止を前提にというような表現もあったんでね、それは全く納得できないですよ。よりいいものに、やはりより談合防止に役立つような制度としてやったわけですから、それを廃止するなんていうような表現をここで部長が言ったのは僕は不見識だ

と思いますよ。

そういう点と、もう1つは市内、市外業者を、これ試行期間ですから、そうだとすればそら納得しますけども、やはり市内も市外も同じようなルールでしていただきたい。やはり工事は市内、市外を入り込んでやる場合も当然あり得るわけですからね、そういうことは基本的にはすべて抽せん型を導入していくと。例外的にはあるけどというようなスタンスで僕はやるべきだと思うし、この発言を聞いて僕は大変落胆を思うんですよ。このことが外に漏れますから、当然ね。ぜひ市長、誤解のないように、市の姿勢を示しておいていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 昨年から試行ということで、一応1年間試行ということでやっております。その間のいろんな経過、実績を見まして、それを定着させていくのかどうかという検討は当然しなきゃいけません、試行でありますから。さっき部長が言いましたのは、その選択肢としては、それを廃止するという選択、それから継続する、あるいは試行を延ばすと、3つぐらい大きく分けてあるというふうに思いますけども、何しろ全国で初めてということでありましたから、いろいろ課題がないわけではありません。

しかし、スタートしてみますと、今のところ業者さんの理解もいただいて、円滑にその抽せん型も遂行できておりますから、ある一定期間やれば定着していくのかなというふうに思っております。そういう意味では、入札の透明性を高めるという意味からは効果のある方法だというふうに私は思っております。

それから、その対象範囲をどうするかというのが御質問にあったんですが、今回はその導入の前提は、そういう相次ぐ談合情報とかいろんな混乱があったわけありますから、その中身を見ますと市内発注の、しかも金額的に比較的大きな工事に限定されておったというようなこともありましたから、まずそこからスタートしたということでございます。したがって、その試行の要綱におきましては、今回のような工事というのは対象に入っておらないということになっておるわけでございます。ですから、これは今後ある一定期間やった中での評価、そして今後どうするかということを再度検討しなければいけないわけでございますから、その時点で判断をしたいというふうに思っております。

あと、契約の方法ですね。確かに表面上、契約上はそういう短期間にできるのかという御指摘もあるのも当然だというふうに思います。ただ、現在の単年度会計という処理の中で、しかも今回の場合は通常の例と若干違いまして、補助がなくなるということの危機感の中での発注ということでもありますから、通常はこういうやり方というのは、やはり可能な限り避けていかなければいけないことだというふうに思っております。ですから、ちょっと今回の場合は例外的というふうにお考えをいただきたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問のうち、工事の概要についてそれぞれのどの程度かという御質問があったと思いますが、機械工事一式としまして約65%でございます。配管工事一式で約12%、電気工事及び計装工事一式で11%、土木建築工事が8%、撤去工事その他工事がそれぞれ約1%、これは小数点を切り捨てておりますので、トータル98になろうかと思いますが、議場での概算でございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔小山広明君「議長、最後に」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 私は、市長の答弁を聞いて大変心配になってきました。やはり明確にあれだけ先駆的な1つの政策判断をしたわけですから、後退はしないなというような印象を持った答弁をしてほしかったなと、私の心配が要らぬ心配になるようにぜひお願いをしたいと思うんです。

そして、市内、市外業者を、あったから、なかったからじゃなしに、やっぱりそういう状況があるというのは全国的に大きい問題ですから、建設省あたりも大きく動いとるわけですので、なかったから市内業者だけにそういう1つの、業者からいえば厳しい、せっかく行っても抽せんに漏れたら全く参加する資格を失うわけですからね、業者にとっては大変厳しい対応をとるわけですので、もう少しやはり統一したルールでやってもらいたい。それが私は行政じゃないかなと思うんで、意見だけ申し上げておきます。

それから、今この議場でやるから、僕間違ったら大変じゃないかなと思うから、余り言ってほしくはなかったんですが、今後、入札後予定価格を

公表するということが明確になったんですから、その整合性からいっても、議案提案の中でやはりこういう工事については金額なりパーセントを示して議会に説明、また市民にもわかるような議案の提案の仕方をよろしくお願いしたいと思います。

意見にしておきます。

議長（巴里英一君） 他にありませんか。———林君。

14番（林 治君） 少しだけ質問をさせていただきます。

今回のこの双子川浄苑の大幅な施設の改善というか改修というか、新しくするところもあると思うんですが、17年ですか、18年目になるということで、施設として本来、18年ほど前につくられた施設が、そのままなかなか機能することがないのはよくわかります。

今回、先ほど市長も言われましたように、厚生省の補助ですか、そういうこともあってここで決断をしてやりかえるということですので、それはそのことでいいと思うんですが、ちょっとこの設備が、建設当時と今日で人口の動態がありましたし、それから、しかし一方で公共下水道がそれなりに設備が進められました。それから、これからの公共下水道の方の整備の進展ということもありますし、そういうこととのかかわりで、この処理施設が処理能力との関係で経過的にどうなるのかという点をまず1つ明らかにしておいていただきたいなど。やっぱり今事業としては、これは当然必要な施設ですし、むだにはならないと思うんですが、過大になってもいけませんし、足りないことはないかもわかりませんが、その辺まず一言はつきりさしておいてほしいと、こう思います。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 今の質問は、僕は明らかに予算の中身だと思うんですね。やっぱり契約に関する質疑は僕はいいと思うけど、今は完全にこの議案が必要かどうかとかね。それは明らかに予算の中、工事の中ですべきだと思うんですよ。だから、それに異論があれば反論したらいいじゃないですか、何も。私はそれに限って言っとるつもりだからね。私は、今の質問は明らかに今の議案を大きく逸脱しとると思いますよ。

議長（巴里英一君） 議長として発言を認めておりますので、その点御了承願います。

答弁を求めます。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今後公共下水の進展に伴い、当双子川でのし尿処理場が変動するのではなからうかという御質問でございますが、当然この整備計画作成時には、私ども下水道部と十分協議を行っております。それで、遠い将来的なことまでは推計が大変難しゅうございますので、10年先の予測を立てて推計をしております。それによりますと、10年後は下水の普及は1万9,000人から3万人の間だろうと予測されてございます。そのようなところから逆算いたしますと、当双子川で処理する人口は、10年後におきましても4万6,000人から3万5,000人の間であろうと予測されてございます。

それで、双子川の設計値を申し上げますと、日量100キロになってございまして、最近の推移を申し上げますと、平成6年度では89、7年度では88、8年度では87、また10年後では55から73ぐらいの稼働になるのではなからうかと推計しているような次第でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） この問題は、本会議場ではこのし尿処理場がどういうものにつくられるかと、どういうものに変えられるかということを議論はしてない問題なんです。そういう点でせっかくの——これ、1年間のうちでも最大の議会での契約事項ですから、この施設が本会議で、この契約がいいか悪いか、これは役立つものかどうかということは、やっぱりはっきりさした上で同意をしていいものかどうか議会が判断する、これは大事だと思います。そこには担当の方の努力もあるでしょうし、もしくは何か瑕疵と言ったらおかしいですが、何かあればやっぱり議論をしておく必要がある。

それから、これが55年の4月に完成した当時に、ランニングコストの問題でやっぱり問題があったことは問題があったんですね。だからそれだけに、やはり私は一言そのことについてお尋ねしておきたいと。

当時これだけの工事で、特に私自身も職業上も若干専門の分野にあったわけですが、あのときに同時に、電気施設の高圧の埋設物でやはり不良工事があったということが、たまたまほかの件からわかってきたりしたんで

すよ。だから、同じ浅野工事ということですから、そういうことも含めてきちっとこの契約の中ではけじめをとるといえるか、しておいていただかないと困るという問題が1点あります。

それと、そのことについて、例えばそういうことを含めて、これ担当課の方も大変だと思うんです。非常に専門的な施設ですから。しかも、今契約の中身としてどういう分野が何%かということもありましたから、機械関係、それから配管、電気、土木、いろんな分野にわたっての、やはり仕事のできた中身がきちっと技術的に保証されてるかどうかという点検というんですか、いわゆる工事の監理という意味で、そういうものは一体どういうふうにして市として対応しようとしてるのか。この点も、この際ですから改めて聞いておきたいと思います。

それと、問題は水質と、あとランニングコストの問題です。水質については、計画時の水質云々というふうに出てるんですが、この当時と今日と、厚生省が示す水質のいろんなそれぞれの値というのは、厳しくなっておらないのか、そのままなのかですね。

それと、当時には、いただきました資料の中の水質の内容でいえば、あと色度とか燐とかいうのはいただいておらないんですが、放流水質の中身ですね、それは一体どうなってるのか。それがどういうふうに保証されるのか、ちょっとその辺を含めてお答えいただきたい。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の再度の御質問でございますが、当初この双子川処理場を建設したとき若干の問題があったのではなかろうかという御質問があったわけでございますが、当然担当としましても承知いたしております、二度と前回のようなことのないよう万全を期してまいりたいと、このように考えてございます。それで、今回の施工監理につきましては、専門の施工監理業者に委託する考えでございます。それで、施工監理業者並びに工事請負業者、また衛生課の三者が連携を密にして取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、水質の問題もあつたらうと思いますが、これにつきましては、今回の改修工事につきましては当初の設計値をクリアしたいと考えております。

それと、現時点、厚生省等の基準の改正はどうかということでございます。

すが、大阪府の上乗せ条例によりますと、基準値が設けられてございます。これにつきましては、例えばBODで説明申し上げますと、基準値が30でございます。私ども双子川の設計値、いわゆる目標値になるわけでございますが、これが10になってございます。現時点での放流水の実績といたしましては4.9と、このようなところで推移いたしております。

それと、窒素、燐の関係はどうなるのかという質問もございましたが、窒素でいいますと基準値が60、設計値が10、私どもの実績が9ということになってございます。また燐につきましては、基準値は設けられてございませんが、一応設計値といたしまして1という数字になってございまして、実績も1の数字で推移いたしております。

申しわけございません。透明度についての御質問もあったかと思いますが、現在透明度についての基準があったのかどうか、私把握いたしておりませんので、担当に聞き次第御報告申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長（巴里英一君） よろしいですか。———林君。

14番（林 治君） 当時の計画時では20度の色度ということになっておるので、基本的には計画時の水質というんですか、これは保証するということになってると思うんで、それよりも現行のものを保証するという点についての努力、これは基本的な努力として、計画時のいわゆる一般的に定めた、これは厚生省や大阪府の上乗せよりもさらに計画水質というのは一定確保してるわけですから、それを現行ではさらに保ってるという点は——保つというんですか、これはひとつお願いはしたいし、その努力はしてほしい。

それから、あともう1つ、ランニングコストの問題ですが、これは具体的に設備のどこが改善されるんかとか、中身についてはその改善によってどういうものが、例えば電気料金とか、よりコストの高いものを入れないかんようになるのか、それはわかりません。こっちもこの今もらってる書類では、とてもこのフロアの中身を見たってわかりようがないのでね。

そういった点で、燃料費とか光熱水費が一般的に従来どおりなのか。それから、もちろんこれまでに電気料金の上がりもありますし、最近は何か値下げというような話もありましたけども。それと、医薬材料費ですね。苛性ソーダその他、この点はどうなのかですね。いわゆる消費税が上がっ

たりとかいろんなことで一定料金が上がってる可能性はありますけども、そういうものでない、いわゆる必要な、量的なものから来る薬品代の値上がりというんですか、そういうことはないのかどうか、その辺を含めてちょっとお答え願いたいなと思います。

議長（巴里英一君） 林君に申し上げます。できれば、予算委員会もごさいますので、その分野でまた他の方で質問いただければと思いますので、大まかにということで質疑をお願いします。

〔林 治君「ちょっと議事進行で」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 私の質問は、これはこの契約の本会議に出されてる分ですから、予算委員会は全く関係ないんで、もうそんなにたくさんあるわけじゃないです。

議長（巴里英一君） 部長が全部心得てるということはございませんので。それでは、部長に答えさせます。白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の再度の御質問でございますが、ランニングコストは今後どうなるのかという問いがございましたが、担当といたしましては、燃料代、電気代等が効率よくなり、若干減らせるのではなかろうかと現在考えておるところでございます。

また、薬品につきましては、基本的には処理の方法が全く同一でございますが、一部機械の入れかえというような観点から、薬品代には大して差が出てこないのではなかろうかと、このように考えてございます。

また、先ほど透明度についての御質問があったわけでございますが、これにつきましては、放流先に支障を及ぼさない程度の透明度を保つこととなつてございますので、現時点ではこれについてもクリアしていると考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） それでよろしいか。———林議員。

14番（林 治君） 影響を与えないということですが、かつてあそこで、1つは小さな池をつくってコイを泳がしたということもあるんですが、今そこは最近行ってませんからどうなってるか、ちょっとわかりませんが、いわゆるフラスコへ入れて水を見ても、ほぼ一般的な水と変わらない。それは色度20度を十分クリアしてると、それ以下だということだったと思

いますが、そういう意味で影響を及ぼさないというのは、結局は及ぼすか及ぼさないかということは、人によっても主観的にもいろいろ違いますから、何らかの数値的な根拠ということになるんで、もしかあればね。

だから、当初の計画値の数値は基本的にそういうものも全部クリアするんだということについて、ここで確認さえいただけたら、僕はそれでいいと思います。あとのことはまた調べてから報告いただいても結構ですが、最低その確認だけはね。いただいた資料の中に載ってなかったからお尋ねしてるということですから、それだけ確認をしたいと。そしたら、このきょうの契約の施設の中身というものが大体わかるというふうに思いますので、その点だけです。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） オゾン層については数年前に、先に改善をいたしましたですね。ですから、その点の御心配はないというふうに考えております。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案第1号に反対の立場で討論させていただきますが、今質疑の中でもありましたように、大変大きな契約であります。泉南市が全国に先駆けて、契約方法について1つの提起をしたわけでありまして、当然この事業にもそういう精神が生かされなければならないと私は思うわけであります。

しかし、残念ながら今の質疑の中でも、市内業者や市外業者と分けたダブルスタンダードというのでしょうか、やはりルールを統一するというのは当たり前のことでありますから、この契約においてもそういうことがぜひ生かされてほしかったと私は思うわけであります。

また、国との関係で、補助金の問題についても小手先のことで、議会に一見矛盾した提案の仕方をしておると私は思うわけではありますが、正面切ってやはり国の方に必要な事業についてはちゃんとした手続の中で予算がつくようにしていただきたいと思っておりますし、なぜこの年度末に来てこのような予算を、契約を議会に示しておるのかというのも、もう少し早い段階での提案がなされなかったのかなということも大変残念であります。

また、この問題についても、予定価格についてもまたできれば——できればというか、裁判の中でももう予定価格や下限価格を公表するようにと

ということが言われとるわけであります。裁判で言われるということは、行政の怠慢であることを一方で示しておるわけであります。そういう点でこの問題がそういう法の精神や公開制の問題に照らしても後々問われるわけでありますから、このような契約のあり方も今の流れからすれば、私はちゃんと予定価格、下限価格を示して議会の判断を仰ぐ、そのような基本的な行政の姿勢があつてしかるべきだと思います。

そういう点で、手続において、また泉南市の今まで示しておるそういう姿勢がこの契約議案に生かされてないということで、反対をいたします。

議長（巴里英一君） 他にございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第2号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。提案理由でございますが、現在本市の厳しい財政状況に対処いたしますため、行財政改革を積極的に推進し、健全財政の構築に向け鋭意取り組んでいるところでございます。市のトップにおいてもその痛みを分かち合うなど、行政に取り組む者が一丸となって行財政改革に取り組んでいく必要がありますことから、経費節減の

一助とするため、平成9年度に引き続き特別職等の給料の一部を減額することとし、本条例案を提案するものでございます。

その内容につきましては、特別職等の給料を10%減額するものでございまして、市長につきましては91万円を81万9,000円に、助役につきましては78万円を70万2,000円に、収入役及び教育長につきましては71万円を63万9,000円に減額するものであります。

減額措置の期間につきましては、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案されました議案第2号について、少し質問をしてみたいです。

個々の内訳についてはただいまお示しをいただいたんですが、これがいわゆる財政に与える効果、すなわち総額で一体どれぐらいの減額になるのかですね。いわゆる給与関係、旅費関係、できれば分けてお示しをいただきたいのと。

それから、こういう行財政改革のあり方というのは、大綱なり、それを具体化した計画が出る前に、平成8年からこういうことがやられているわけですが、その平成8年以降、いわゆる行革として、トップを初め一般職員、当然嘱託も、それからアルバイトも減員及び縮減されているわけですが、その辺の実績、そしてそれがどう行財政の上に効果を発揮しているのか。既に8年、9年、ほぼ2年間、もう2年目も完了しようとしてるわけですから、その辺の総括みたいなものが一定あればお示しをいただきたい。そういう効果を上げているがゆえに、また今回もこういう同じような引き続き提起をしていくと、こういうことだろうというふうに思います。そういう点でその線もお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。とりあえずその点お願いします。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁を求めます。楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） まず、今回のいわゆるカットによります縮減額でございますけども、市長につきましては、先ほど申し上げ

ましたように91万円が81万9,000円、これがいわゆる月額でございます。10%減額しますと、年間給与額が約1,825万8,000円、これが1,643万2,000円、年額給与額ということで約182万5,000円の減額ということになります。

また、助役でございますけども、78万円が70万2,000円という月額で、年間給与額が約1,565万円、これが1,408万5,000円と。1人当たりの助役分ですけども——失礼しました。総額で申し上げますと780万円の影響額、縮減額でございます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 行革の中での取り組み状況の中での実績でございますが、1つ超勤ですね。この例で申しますと、8年度執行額が1億1,200万に對しまして、9年度の執行予定額が1億200万ということで、1,000万程度の減額ということでございます。とりあえず今の手持ちの実績といたしましては、以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私が言った趣旨とは直接関係ないとは言いませんが、意図した質問内容にはお答えいただいてない。いわゆる行革の一環として、これまさに効果を発揮すべくやられているわけなので、既に平成8年からこれについては実施をされているわけですから、ことしも引き続いてやるということの上には、それだけの施策効果を期待をされている、あるいは総括をしてそういうことに確信を持っておられて、こういう事業を引き続いて実施をされるわけですから、その辺の8年、9年の効果、そしてその総括、こういうものについてお示しをいただきたい、そういうことを言ったんですよ。賢明な公室長、ちょっと何を聞いておられたんかよくわからなかった。失礼なことを申し上げましたけど。

議長（巴里英一君） 理事者答弁、いかがですか。楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） アルバイト、嘱託の8年度以降の言われましたけど、全体の人件費の総額につきましては、ちょっとデータを持ってございませんので、数字的にちょっと申し上げられないということで、調べましてまた御回答させていただきます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 今次長が申しましたように、行革の近々の取り

組みといたしましては、8年度から応急的な形をやってきてございますが、実質的には9年度からということでスタートしてございまして、9年度のトータル的な集計、それについては現在事務精査中ということで、最終的な額が出ておらないという状況でございますので、よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は提案の趣旨に沿って御質問を申し上げているわけですね。助役の提案理由の中にもありましたけれども、行政に関係した者が一丸となって痛みを分かち合うんだと、率先していくんだと、こういうふうに言われたわけですね。だから、当然そういう決意の上にはそれだけの施策をやっていく上での確信というのがおありだろう。そういうものを一定これ、数字では出てきてるわけですからね、780万ほど効果を上げる。

平成8年のときには、ちょっと端数は私定かに記憶しておりませんので、240万何がしかのいわゆるトップについての給与を初めとした削減を行うということで提案されました。そのときには、それだけにはとどまらずにですよ、あわせて二千数百万のその他にかかわる人件費のリストラと、こういうことも提案されたわけですから、今回単にトップだけということではないというふうに思うんですよ。行政改革のあの綱なり計画に沿ってそれなりの効果を上げるべく、まずこれを皮切りに、引き続いて全般的にこういうことをやっていこうと、こういう方針があるはずなんです。そういうことの中でこういう位置づけも出てくるというふうに思うんですが。そういうことも、今までの経過を踏まえて、総括を踏まえて出されていると、単に思いつき、泥縄だけではないというふうに思うんですよ。

非常に行政のあり方と、こういうことを大所高所から考えた上で行革と、こういうことの一部として、当然国からも財政構造改革法等で、あるいは地方分権等で求めるべきものを求められている、こういうことの中でいろいろな観点からこれは総合的に出されてきてる問題、単にトップだけの問題ではないというふうに思うんですよ。だから、そういう情報なり、情報の趣旨なりをどういうふうに受けとめたのか、そしてそれを施策の上でどういうふうに具体化したのか、こういうことも基本的な問題を総括してお示しをいただきたいと思うんですよ。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 議員お示しのとおり、平成8年度に行政改革大綱をつくり、なお9年度からいろんな形で実施しておるわけです。その前提となりますのが、やはり経常収支比率が100を超えるという状況の中で、人件費あるいは扶助費、公債費等の経常的経費が占めるウエートが、他市に比べても非常に高いという問題意識の中で、どういう方向をしていくかという方向づけをしたのが、平成8年度の行政改革大綱、それから9年度から具体的に実施をしていくと。

先ほど、先日来の御質問の中にもございましたけども、定員管理計画——今策定しておりますが、そういうものを策定しながら、定員についても減らしていく。あるいは、先ほど少し御答弁させていただきましたが、超勤等についてもカットしていく。さらに、市長初め市のトップについても減らしていく。

ただ、トータルとして見ますと、10年度のこれから御提案申し上げます予算につきましても、若干人件費についてはやっぱりふえていっておると。中には人件費トータルの中で、退職手当等も当然積み増していかないかんという個別の年度年度の事情もあるということではございますけれども、最近の市の置かれてる状況を考えますと、そういう小さいことの積み重ねではございますが、特に人件費等についてはできるだけ伸びを抑制していくという方向で努力をさせていただきたいと。本議案につきましても、その一環であるということで御理解をお願いしたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） だからその趣旨に沿って、どういう効果を期待をしているのかということをお示しをいただきたいと。趣旨はわかりますよ。あなたは冒頭にも言われたわけやから、私はそれを飲んだ上で、具体的にどういうふうな効果を期待しておられるのかと。8年ではこうやったやないか。240万なり2,300万なり数字を上げてこの議会でのやりとりの中でもお示しをいただいているわけです。今回はそういうことを踏まえて、より以上にインパクトを与えるような施策をやっていきたい、こういうことなんですから、そういう数字的なものを明らかにしてもらわないとわかりませんがな。これだけじゃないんですから。そうでしょう、今ないと言われたんやから。多

岐にわたって人件費の削減に配慮していきたいというふうに言われてるわけですから。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先生の御質問でございますけれども、確かに精神として、先ほど私お答えをしたような形でやっていきたいと。ただ、年度の当初の予算等につきましては、それぞれその当初、当初の事情の中で数字が出てきており、例えば10年度の人件費に関しては3%ほど増加をしておるわけです。ただ、お示しのように、もう少し具体的な数字でいろいろ分析をしていかなければいけないという点を我々も認識をいたしております、これも先日来の御質問にお答えをさせていただいたかと思っております、中期的な財政計画、これについて現在作業に取り組んでおります。その中である程度数字的なものも詰めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと私、数字的なものですから、助役ではなくて担当原課からお示しをいただけるのかなというふうに思ってたんですが、助役さんがまた答弁にお立ちになったんですが……。

例えば、いわゆる人件費のリストラ関係でいけば、例えば9年度については9人の保母の退職に伴って、その穴埋めを嘱託ですか、臨時職員の雇用で賄っているわけですね。そういうことが果たして行政効果の上であらわれているのかどうか。何か60万なりの予算措置なんかも補正で出ていますけれども、子供たちの管理のあり方にも一定の問題が出たというふうなことなんかも聞いておるわけですが、そういう1つの行財政を何とかしたいということはわかるんですが、それが人件費に及ぶことによって管理の徹底が希薄になっている、こういうことはないのかどうか。こういうことなんかも、やっぱり十分総括ベースの上に乗せた上で明らかにしなければならぬというふうに思うんですよ。

それから、そのほか、確かに市長は必要な専門職、例えば総福におけるそういうことは減らさないと、これは私は了としたいと思うんですが、しかし、直接子供たちにかかわる分野の削減なんていうのはやっておられるわけですから、そういう点で果たして、減ったことはいいけれども、行政上の効果としてそれが逆な目に出ているというふうなことはないのかど

うか、その辺も明らかにしていただきたい。これだけだったらいいんです。連動しているわけですからね、すべてに。ですから、その辺はきっちりと御答弁をいただきたいなというふうに思うんです。数字がどうしても出ないということになれば、今の範囲に限ってでもお答えをいただきたい。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員の方から保育所の現状等についての具体的な御意見があったわけですが、幼稚園とか保育所のあり方につきましては、今回の議会でも各論議がなされてきてるところでございます。そういう点で、我々といたしまして、人事として対応してきてございますのは、今回の財政危機という中で緊急的な対応という一面もございまして、その中で原課と協議さしていただきながら、とりあえずの形をとらせていただいているところも一面ございます。そういう中で本来の現在の保育状況と、できるだけそれを保ちながら、また今後の幼保一元化とかいろんな課題もございまして、それをにらみながら本来のあり方も原課とも十分協議しながら、それについての今後の対応を考えてまいりたいと思っております。

それと、9年度の実績につきましては、具体的なものは集計中ということで、年度末までに至ってございませんので御提示できませんが、10年度当初におきましての予定してるところといたしましては、特別職につきましては先ほど申しましたように780万、また管理職の手当につきましても750万程度、そして超勤関係でございますが、これにつきましては1,100万程度、職員旅費で520万程度と、約3,000万程度を人件費関係で減額をしてまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は、市の職員さんというのはね、その分野分野でそれなりの行政に熟達されて能力をお持ちの方たちが非常に多いと、日ごろ非常に感心をしているわけですが、その方がやめられて、いわゆる退職ですわね。ベテランの方が退職されると。どういう方をお入れになったんか定かではないんですが、いわゆる数だけ足し算し引き算し、ああ合うたと、ゼロゼロやと、別に減らしたわけではないと、こういうことではやっぱり積み重ねてきた長年の経験なり、そこで培われた能力、そういうものは臨時の職員さんではなかなか代替できないんじゃないか、こういうふう

に思うんですね。そういう点では、私は行政効果がやっぱり希薄になっていると。財政の面からこういうことがあってもいいのかどうかと。特に子供たちのかかわりある職種の部分ですから、そういう点でやはり一考をいただきたい。そういうことに連動していく今回のこういうものであれば、これは何をかいわんやだというふうに思うんです。

それで、改めてもう一度それ以外の点で、今日こうやって行財政改革が言われているわけですがけれども、やっぱり本質論についてどの程度論議をされているのか。なぜ今回の財政危機に至ったのか、その主要な原因を抜きにして、単に人減らしだけで職員や市民に負担をおっかぶせるような、そういうリストラということではこれはやっぱり納得できない、こういうふうに思うんですよ。

そういう点で、その辺の財政危機に至ったその主要原因について、なかなか行革大綱やそれを具体化した計画の中では読み取れない、こういうふうに思うんですね。特に空港関連の470億になんなんとする事業ですね。こういうものについての総括、そしてこれからの継続する事業についての見直し、こういうものについても一定明らかにしていただきたい。基本にかかわる問題ですから。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 今議員御指摘の財政改革につきまして、以前から議会でも一定の議論を得てきてるところでございます。その中で、前にも説明させていただきましたように、本市におきます基盤整備と申しますか、そういう点の立ちおくれを早期に解消していくという中で、かなりの事業を行ってきたというところがあるかと思っております。道路整備を初めといたします下水道整備等、それに伴います一定の職員の増というのが、この間一定の職員数の増加を伴います事業費の経緯というものがあつたことは事実でございます。

これもやはり市民の各種多様なニーズに対応していくという中で、我々行政として対応してまいったというところがございます。今後議員御指摘のように、今の新しい今後の行政展開と申しますか、その中で新しい施策の展開という中で、従前の経費の増加等、それも十分反省と申しますか、そのプラスマイナスを十分見きわめた上で、今後の対応に当たってまいりたいと思っております。

それと、今後事業といたしましても縮減だけでなしに、いろいろと議会でも論議されてございますが、医療・福祉等の新しい展開もございまして、その展開につきましてもむやみに経費の増という形、職員の増というんでなしに、効率的な運用等も考えていく必要があるのではないかとおもうところでございます。

〔和気 豊君「最後にします」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） これは政治の基本姿勢の問題でありますので、公室長からもお示しをいただきましたが、ぜひ市長にも一言、この基本的な姿勢の問題として、政治姿勢の問題としてお伺いをしたい。

空港関連の事業が62年から急速に膨れ上がって実施をされているわけですがけれども、特に平成5年、平成8年、こういう年については、いわゆる国の地方財政計画との兼ね合いで補助事業がどっと減る中でね、62年から減ってるわけですが、特にこの2つの年については、平成8年は総福がありましたけれども、平成5年には単独事業のが83.3、そして平成8年には85.0と、平均しても71.3と、こういう数字が出ているわけですね。当然、単独事業は市の固有財源では無理なわけですから、いわゆる起債に頼ると。

その起債が平成8年度末で公債費、元利償還が18億4,300万と、こういう額に、一般会計だけでこれだけになってきている。大変な負担が市民におっかぶさっているわけですね。これを改めるとということにはばかりのことではないわけですから、やっていただきたいんですが、それが同時に市民負担によってあがなわれようとするということについては、これは断じて許されません。市民サービス、いわゆる職員の減員も市民サービスに直結することでありまして、そして福祉や教育、これに対する減額というのは、需用費を中心にした減額というのは、ことしなんか、小学校関係の需用費が今年度予算でも12.7%、こういうことで減額を見えています。明らかに平成8年にはトイレトペーパーが父母負担であがなわれる、こういう事実があったわけですから、それよりもさらに12.数%悪くなっているわけですからね。9年はちょっと伸びましたから、差し引きして12%ほど悪くなっているわけです。

議長（巴里英一君） 質疑はできるだけ簡潔にお願いします。

13番（和気 豊君） はい。それで、そういうしわ寄せを市民にも求めていくという、当然市の1つのあり方の問題、姿勢の問題、国のそういう補助事業の切り捨てに一定追随したような受け入れがこういう結果を生んでいると。一気呵成にやったという空港関連事業のツケが今ここに厳しくあらわれているわけですから、そういう点はやはり心していただきたいというふうに思うんですよ。それに連動するような本議案と、こういうことであればこれは何をかいわんやというふうに思うんですが、今後のそういう空港関連事業に対する基本的な姿勢、そしてそれに伴って市民に対する負担を具体的にどういうふうに解消していくのか、負担をかけないのか、こういう点について改めて市長の決意と存念のほどをお示しをいただきたい。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 第1期の空港関連事業で相当の投資をいたしたのは事実でございます。ただ、本市の場合は、都市基盤整備に重点を置いた投資をやったんですけれども、それが公債費として増となってきたというのも事実でございます。

また一方、歳入の方では、当初空港本島でもいろんな施設が泉南市域内でも計画されておりましたけれども、それが一部遅延しておるといふ部分、それとりんくうタウンの分譲が思うように進んでいないということもありまして、収支バランスが非常に歳出増ということにつながってきてるのも事実かというふうに思います。

したがって、平成8年度緊急対策を行い、また事業の絞り込みもやりまして、適切な手を打ってきているわけですが、これからの事業というのは、その事業プログラムの中で精査をして、本当に必要なものから順次やっていくということで、実はブレーキを踏みながらの運用に変えてきております。

御指摘がありました市民サービスとの問題でございますけれども、この行革を行う中での基本的な考えとしては、市民の皆さんの市民サービスの低下を来さないような中でできるだけやりたいというのがこの願いでございます。そして、いろんな削減はしておりますが、その一方では自動交付機の設置とかカウンターの改修とか、やれるものはやっているわけですが、今後、とはいえ市民の皆さんへの適正負担という面についてのチェックは、やはりしていかなければいけないというふうに考えておりますから、それ

も絶対やらないというわけではないというふうに考えておりますが、やはりその理解を得なきゃいけない。もしそういうことをするとすれば、やはり市民の理解というのが必要になりますから、その理解の部分を我々の方で、行政の方のさらなる一層の効率化、それからスリム化ということに取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本市だけではなく非常に厳しい状況でございますので、なお一層身を切る思いで改革に取り組んでいきたいと。それはまず、この議案もその一環でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

〔稲留照雄君「議長、質問あります」と呼ぶ〕

〔小山広明君「そんな強引な切り方ないですよ」と呼ぶ〕

3番（小山広明君） 議長に苦言を言うのは大変心苦しいわけではありますが、質疑を打ち切られたことは大変残念に思います。

市長の給与を引き下げるという議案でありまして、私も何点かの質問を用意しておったわけではありますが、できずに大変残念であります。二度とこのようなことがないように、議長には強くお願いをしておきたいと思えます。

条例を見てみますと、7年4月1日に改正をし、9年4月1日に改正をしておるということでもありますから、2回の改正をしておられるわけですが、質疑の中でも一部明らかになっておるわけではありますが、これは精神的な施策ではないかと思うわけですが、果してそのことで職員や市民が理解をし、希望のある泉南市が展開されたかということを考えると、私は甚だ疑問でありますし、ある意味で一番厳しい処置には見えますけれども、私は一番安易な対応であると言わざるを得ません。

やはりこれまでの行政が何をもちてこのような事態になったのか。空港ができれば豊かになるとかよくなるということを言われたのは、よく言われておるわけではありますが、この結果が市民にとってもわかりやすく示されておるのではないのでしょうか。今このような状況の中で、空港に対する泉南市政の姿勢を根本的に改め、そしてそれを地元の首長としてきちっと国や府に言う姿勢こそ、今この財政危機を抱えて私は言うべきときである

うと思います。

今願いがかなえられなかったから次の希望に託すと言っても、そのようなことは通用するはずはありませんし、空港事業の本体そのものが大きな赤字にあるときに、その影響下にある市町村が豊かになるはずは絶対ないわけでありませう。市長は、この空港の採算性の問題を一体どのように明確に語るができるでしょうか。私は一度たりともそのことを数字を上げ、具体的な問題を提起して聞いた記憶はありません。

今回計画されている2期工事についても、市長は推進の立場であるようでありませうけれども、採算性の1点についてどのような見通しを持ってそのような姿勢をとられるのかわかりませう。簡単に言っても1期の倍以上の費用をかけてやる事業が、1期の今の採算状況を考えるとき、単純に計算しても4倍の需要がなければ、またそれがあっても今と同じ状態であるわけでありませうから、天文学的数字の赤字を再来することは明らかであろうし、そのことが地元に影響を与えることは必至であります。

私は、もう少し市長は具体的な施策を含めて、この財政危機にどう乗り切るのかということを示していただくことが急務の問題であると思ひます。今どこに行っても行政の窓口では職員自身が、何か市民が言えば、金がないですからということ平気で市民の前で言われませう。果たしてそのような表現が正しい表現なのでしょう。金がないのではない。必要なところにお金を回してないということは事実でありませうけれども、私はそういう点で、市民の一番身近なところに、職員が金がないですからと言って答えてるところに、今の泉南市の現実的な状況があるだろうと思ひます。それを泉南市民が聞いてどういう気持ちになるかを考えるとき、今の市長が示された給与の引き下げ提案は、とても理解のできないものであらうと思ひます。

もちろんそれは必要であつても、それに合せて提案されるべき構造改革、泉南市のこれからのビジョンの明確な提示があつて、市長の言う給与引き下げというのは1つの意味を持つわけでありませうけれども、一切そのような具体的な、これから希望の持てるような政策が示されておらない中で、私はこのような市長の身を切るという表現の中での給与の引き下げには反対せざるを得ませう。市民の批判を一身に受けて、私はこれまでの泉南市のあり方を根本的に見直し、こういう問題があるんだというようなこ

とで、私は市民の前に提起していただきたいと思います。

自治組織であります区長会への補助金の問題や、A B C委員会という草の根市民運動の中にも市が補助金を出すというようなことは、私は真っ先に見直し、考えるべきではないでしょうか。そういう我々政治家にとって一番厳しいところに物を言うという姿勢こそ私は必要であろうと思いますし、その1つが議会に対する財源の切り下げということをして市長から提案するという、議会がどう考えるかは議会自身の問題でありますけれども、市長の姿勢としては一番物の言いにくい区長会やA B C委員会、そして議会に対してこの財政問題で何を言ったのか、私はそういうふうなことが明確にされた中で、このような提案がされるべきであろうと思います。

以上をもって、この議案に対する反対の討論にさせていただきます。

議長（巴里英一君） 成田君。

5番（成田政彦君） 議案2号に対する日本共産党の反対討論を行います。

平成8年にこの議案は否決されたんですけど、今日に至るまで明確に行革という姿は出ておりません。今年度の予算を見る限り同和予算は全く減ってないし、空港関連予算についても減らすわけではありません。基本的には、行財政というのは市民の立場に立って、市民の納得できる、そういうものでなくてはなりません。日本共産党は、ただ市長と特別職の減給だけで、形だけで市民に納得させることは私はできないと思います。

以上をもって反対いたします。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———稲留君。

23番（稲留照雄君） 当議案について、反対の立場で討論いたします。

私は、議長にお願いしたいんですが、いささか質疑をしようございました。残念ながら質疑が打ち切られたということで、あえて反対の討論をしなければなりません。

私は、このまちですべきことはたくさんあると思います。私もそういう立場にありましたから言いにくいですけども、こんなにむだをしているまちは非常に少ないというふうに思います。そのことに手をつけないで特別職の給与を減額するということについて、本当にそれを職員あるいは市長自身がどういうふうに考えているかということについて非常に疑問があって、ここに立ちました。

かつて、名前を挙げて申しわけありませんが、例えば奥和田議員が市長

の交通費について御質問があったと聞いております。かつては、私自身は自分で車を運転しておった手前、それでよかったかなと思っておりますが、角谷議員からも一般質問で質問ありましたように、もし交通手当、通勤手当というんですか、それがあんなら公用車はやめた方がいいんじゃないかと、役所までの通勤だけはやめた方がいいんじゃないかなということも考えました。

また、市役所の職員が市役所の前の駐車場を往々にして占領していると。私は9時に来まして、市役所の職員が占領してるところをたくさん見ました。私は、昨日の「クローズアップ現代」を見てISOの問題があったときに、市役所の職員のために、ずっと向こうの方に駐車場がありますが、あそこへ置けるようにしたらどうかと。なぜそんなことを言うかといいますが、そういうことをすることによって、市役所の職員の綱紀が正しくなるんじゃないかというふうに思います。

市長あるいは特別職がこの給与を削減することによって、その考え方の基礎の中に、私たちは過去、市政運用を失敗してきましたと、したがって財政が窮屈になりました、減俸という意味を込めて減額したいというふうに言われるんなら、私は喜んで賛成します。その減俸という意味がなくて、ただ精神的に財政を見詰めるというだけで減額するという、そういうことであれば私は絶対反対の立場にならざるを得ません。もし質問を認めていただければ、あなたは、この財政を悪化させた責任が自分にあって、責任がありますので減俸の意味を込めて減額しますとお答え願いたかった。そうでない限り、こういう議案には賛成できません。

議長（巴里英一君） 他にございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（巴里英一君） 起立少数であります。よって議案第2号は、否決することに決しました。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 8分 休憩

午後 1 時 1 7 分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 7、議案第 3 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議案書朗読 〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第 3 号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書は 1 7 ページでございます。提案理由でございますが、臓器の移植に関する法律が平成 9 年 7 月 1 6 日に公布をされ、同年 1 0 月 1 6 日から施行されましたことに伴いまして、これに準じて条例による補償を受ける非常勤職員及び泉南市消防団員等の公務災害補償制度についても常勤職員と同様の措置を講じるため、本条例案を提案するものでございます。

改正の内容でございますけれども、臓器の移植に関する法律第 6 条第 2 項に規定する脳死した者の身体への臓器移植を前提とした療養がされた場合には、当分の間地方公務員災害補償法の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなされるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3 番（小山広明君） 簡単な御説明があったんですが、いわゆる脳死状態に入ったら、今まではどうであったのか。今後その脳死状態に給付がされるということの説明でしたが、その辺のもう少し詳しい御説明をいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

常勤の一般職員並びに特別職につきましては、従来地方公務員災害補償法に基づきまして公務災害の補償をされておると。また、議員及び非常勤職員につきましては、条例化によりまして補償しておるという状況の中で、御説明しましたように臓器に関する法律が制定されまして、従来脳死した、いわゆる臓器の移植に関する法律の制定で脳死と判定された段階で、脳死した者から移植のために臓器を摘出することができると、こういう位置づけが新たにされました。だから従来、地方公務員災害補償法の適用をされてるわけですが、条例化によりまして、従来はいわゆる療養の補償も心臓死まで対象と、臓器の移植をされる場合、事実上されておりましたけれども、新しくこの法律が制定されまして、今回いわゆる臓器の移植を前提とした場合は、療養については補償対象になるということで明確にされたということでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、今の説明では議員も含めては法整備されておりますけれども、消防団員については漏れておったので、今回こういう条例の改正を出したと、基本的にはそういうことなんですね。中身については、脳死状態になって、それが臓器移植するまでの間にそういう手当を出すというような理解でいいのかどうかですね。

そうなってまいりますと、泉南市の状況の中で、こういう状態というのはどの程度予想されるのか、現在の具体的な公務員なり対象者についてこういう事例がこの法改正後あったのかどうか、その辺をひとつ御説明をしていただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 昨年10月16日から施行されておるわけですが、これによりまして適用も昨年10月16日からさせていただくという改正内容でございますけれども、現在のところ、またこれまで今のところはこれに該当する公務災害はございません。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 御説明では、先ほどの質問者の方で消防団だけかと、今回ね。こういうふうに聞いておるのに、そのことについてはお答えなかったんでね。そうなるとおかしいんです。この提案されてるのは議会議員

も入ってるんでしょう。だから、それはちゃんとほんとは答弁してくれないかと思うんですよ。

それと、まず私は、これ去年の7月16日に公布されたということですが、泉南市でのこの条例の提案は市独自のものなのか。もちろん市長に提案権がありますから、よその市は関係ないんですが、例えば府下的に、今の3月議会で大体各地でやってるのか、よそはやらんけど、うちだけやるというふうになってるのかですね。ちょっとその辺がわからないので、まず教えといてほしいと思います。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 失礼いたしました。先ほどの御答弁で非常勤職員と申しましたけども、等ということで消防団員等も含んでございますので、その点よろしく。

それと、去年の10月の16日に施行されましたけども、一般的に12月議会は通過してるわけですけども、通常我々聞いてますのは、3月議会にいわゆる条例改正をするということで聞いてございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） そうすると、去年の7月の公布であるけれども、市町村での具体化としてはこの3月議会で、全国的にといいますか府下的にといいますか、これが出されて具体化されているというふうに理解していいんですね。その点また1つ確認しておきます。

それで、先ほどのあれはそうじゃなかったですよ。今度のこの今提案してるのは消防団員だけかというふうに聞いたことに対する、この条例はそうじゃないでしょう。議会の議員も含めたものだと思いますが。

ただ、あと私は、それとの関連では、これ以外のものはどうであったのかなと。12月議会でどういう提案があったんか、ちょっと私記憶しておりませんので、一般職を含めて職員のことはどうなるのかなということをお尋ねしておきます。

議長（巴里英一君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） まず、1点目の適用につきまして、去年の10月の16日に法律が施行されてます。公布が7月の16日でございますので、大阪府から一定、改正されますと通知が参ります。府の通知の関係の日程も当然12月議会には間に合わないという状況下の中で、

今回出さしていただいています。

それと、これ以外のものはどうなのかということですが、一般職員並びに特別職につきましては地方公務員災害補償法がございまして、これは国の方で今回挙げております内容に既に改めておりますので、この条例については非常勤職員並びに消防団員ということでございます。

それと、消防団員だけなのかということですが、言い方で誤解を与えましたけども、消防団員だけではなくて、非常勤職員とあわせてお願いしているということでございます。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） せっかく提案してるのに、そのところを明確にしとかなと、途中で提案の内容と変わってきたら、質疑もどうしていいんやわからんようになるからね。

それと、そういうことでは法律上脳死状況でも、いわゆる臓器移植するのに必要な措置がされますわね、脳死でできるようになったから。その間もこの公務災害補償として条例の範囲で見るということですね。その費用をね。そういうことでしょう。さっきちょっと違うことを言われて、一番最初助役の説明がちょっとそれと違うような説明に聞こえたんですよ。脳死の方に臓器を移植するようなことはないんで、脳死をした人から臓器を取り出す、そのことであるように思うんですが、ちょっと最初説明が反対に聞こえたので、今改めて確認をしておきたいと。それだけです。

議長（巴里英一君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 大変失礼をいたしました。議員の御指摘のとおりでございます。

〔林 治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案の

とおり可とすることに決しました。

次に、日程第 8、議案第 4 号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議 案 書 朗 読 〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第 4 号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 21 ページをお開き願います。提案の理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 10 年 1 月 30 日に公布されたことに伴い、本市市税賦課徴収条例の一部を改正する必要から行ったものでございます。

改正の内容につきましては、その主なものにつきまして御説明を申し上げます。議案書 23 ページをお開きいただきたいと思います。

附則第 4 条の 2 でございますが、これは当面の経済状況等を踏まえ、個人市・府民税について、平成 10 年度限りの措置として、定額による特別減税を実施するものでございます。特別減税の額は、本人分が 8,000 円、控除対象配偶者並びに扶養親族 1 名について 4,000 円でございます、例といたしまして夫婦・子供 2 人の場合は、その減税額は 2 万円になるものでございます。

続きまして、附則第 4 条の 3 でございますが、これは特別減税の実施の方法について定めたものでございまして、給与所得者、特別徴収の方法により納税している方については、平成 10 年 6 月分を徴収せず、特別減税の額を控除した後の年税額を同年 7 月から翌年 5 月までの 11 カ月間で徴収、また公的年金受給者、事業所得者等普通徴収の方法により納税してる方につきましては、平成 10 年 6 月分第 1 期の納付において特別減税の額を控除しようとするものであります。なお、第 1 期分で控除し切れなかった特別控除の額は、第 2 期以降から控除するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案の
とおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第5号 保育所入所措置条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠
藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第5号、保育所入所措置
条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その概要を御説明申し上
げます。

議案書の27ページでございます。提案理由でございますが、平成9年
6月11日付法律第74号で児童福祉法等の一部を改正する法律が平成1
0年4月1日から施行されることに伴いまして、本市においても法改正に
準じ所要の改正を行う必要から、本条例を御提案するものでございます。

改正の内容でございますが、制度上の仕組みとして、これまでの「保育
所への入所の措置」が「保育の実施」という言葉に変わり、保育に関して
は「措置」という言葉が法制度から消えることとなるため、29ページに
お示しをしているとおり改正をするものでございます。

また、この条例は、平成10年4月1日から施行しようとするものでご
ざいます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうかよろ
しく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——

——松本君。

6番（松本雪美君） 今説明をいただいたわけですが、今度のこの条例改正で、現実にはどのような対応を市としてされていくのか。この改正案を見るとときには、文言が改まるだけにしか見えませんから、実際はどういうことが起こってくるのかということを御説明していただきたいと思えます。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 御指摘の点についてお答え申し上げます。

今助役の方からも提案がございましたように、従来の措置という言葉が選択制という形に変わってまいります。ですから、従来は行政処分的に行っておりましたのが、これからの4月1日以降につきましては、保護者の御希望に準じて保育所入所さしていくという点が大きな違いでございます。

そして、第2点目といたしましては、従来は措置という形でやっておりましたので、長くて1年という保育所の入所でしたが、これからは御希望に応じまして、就学前まで御希望される方につきましては就学前までとかいう形で、契約行為に変わってまいります。

大きな違いというところにつきましてはそういうところございまして、そしたら現実的に第1、第2希望とかいう形で出していただくわけですが、泉南市の場合につきましても従来からそういう形をとっておりましたので、法は変わりましたが、実態的なものとしては泉南市としては余り変わってないとお考えいただいたら結構かと思えます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、親が保育所を選択できるようになるということであるとするならば、ことし入所の希望を出されて、そして信達保育所やら新家保育所が定数からあふれて入り切れなくなったと、こういう実態があるんですけど、こういうようなことは当然、この条例が施行されることによって、ことしはこういうふうにあふれてしまってますね。4月1日から実施であるということになると、ちょっとこの辺が矛盾を来すことになると思えますけれど、そういう対応はこういうふうに行われているのか。現実にはほかへ回ってもらったりということは聞きましたけれど

ね。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 御指摘の点についてお答え申し上げます。

御指摘の点につきましても、今回の法改正の中にも述べられておりました、現実的に定員をオーバーした場合については、公正なる方法をもって選考せよということが述べられております。そして、選考方法についてもいろいろございまして、まず大体国が言っておりましたのは、優先する要素等をまず第一に考えていけということでございまして、母子家庭なり父子家庭、そして障害児保育を必要とするような方については、まず最優先をしていきなさいということでございました。

そして、保育所というのは保育に欠けるということが第一条件になっておりますので、それについてどういう形をとってまいったかと申しますと、府下的にも全体的にやっておりましたのが、今回は優先度の点数化という形をつけさせていただきました。それにつきましてどういうことかと申しますと、正職員で8時間以上働いてる方とか、そして外でお働きになってる方とかいう部分について、まずそういう形で、そして自宅で仕事をなさってる方とかいう形でそれを点数化いたしまして、それを総合的に判定をした中で選考順位をつけさせていただいたということでございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 実態としては余り変わらない状況のように、説明を聞きますとそれはわかるんですが、ただ、今回の一番の目的である国の措置が、地方自治体で保育を実施するということで、そういう法から措置ということが消えてしまって、そして地方自治体がきっちりした形で子供を支援していく、そういう共働きの御家庭の子供さんを預かる、親も安心して仕事ができる、そういう状況をつくることが求められている法改正だと、私はこのように解釈するんですけれど、特に親が保育所を選択して、保育の申し込みができるということになれば、公立の保育所であろうが民間の保育所であろうが、その責任を負わなければならないわけですよ。

その責任を負うのはやっぱり、その保育所そのものが公立であれ民間であれ、それを事務処理していくのは市の対応ですから、市がきちっとしていかないけないでしょうから、全員入所させていくという立場で、ただ単

に点数をつけて子供の入れる順番を決めるというような形では、これはやっぱりぐあいが悪いと思うんですね。国の法律どおりに進めていくとすれば、そういう状況を回避して全員が入れるような対策を地方自治体、泉南市としてもつくっていかねばならないと、こういうふうに、私はこの法律改正に当たっているいろいろ勉強させていただいた結果、そういうふうに思ったんですが、その点ことしは特に信達保育所の校区は4つの小学校の校区の乳幼児が固まってくる地域ですから、当然このような、あふれるようなことがないような措置も講じねばならないと、こういうふうに思うんですね。

それから、それ以外に、例えばこの泉南市の条例改正の部分はこれだけですけど、国の法律として変わった部分なんかも少し参考のために、いろいろ数点あると思うので、それもちょっと聞かしていただいたらありがたいんですが。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） まず、後の方の法改正はどういう点があったのかと申し上げますと、第1点目は、今さっきも申し上げましたように、申し込みがあったときはそれぞれの児童を保育所で保育しなければならないという選択制でございます。

そして、第2点目といたしましては、今さっきも申し上げましたように、希望の保育所名を記載して市町村に申し込みをするということが第2点目でございます。

それとあわせて、その条項にかかわるところで、従来、保護者は、保育を措置という形のおきましては福祉事務所の方に入所申し込みをいたしておりましたが、この法改正によりまして、保護者は保育所においても代行を行わせることができるということで、保育所で現実的に申請ができるということが第2点目の大きなところでございます。

そして、第3点目といたしましては、今問題になっております保育の定員がオーバーしたときにつきましては、公正なる方法で選考せよということが第3点目の大きな改正点でございます。

そのほかに、従来からも現実的な形ではやっておりますが、保護者が保育所を選択する上において参考資料となるべく、各保育所の情報公開を行わなければならないということが第4点目でございます。

その次に、保育所につきましては、今後は地域の住民に対して、乳幼児保育に関する相談業務なり助言に努めなければならないという点が1点でございます。

そして、大きく変わっておりますのが、従来の保育料につきましては応能負担でございましたが、均一負担に変えていこうということが言われております。大きな改正点はその辺でございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、当然希望する保育所の記入をその申し込み手続のときにするわけですが、その受け付けをするのは、保育所が受け付けをできるようになると、受け付けをするということになるということになれば、それは民間であろうが、公立の保育所であろうが私立保育所であろうが、申し込みをされる方の氏名なんかはその窓口でつかめるわけですから、当然今まで泉南市役所の方で申し込みを受け付けてきたときと中身が変わりますよね。だから、市役所から離れたところでそういうことが行われるということになれば、やはり個人の知られてはならない部分まで知られてしまうようなことがあって、それがひょっとして外に漏れるんではないかという心配をされるような方もいらっしゃるわけですね。

特に泉南市の場合は、ほかの市では収入がどれぐらいかということで、泉南市がその保育所に入所させたい親の収入については、税の所得証明書ですか、そういうものを添付するようになってるんですが、ほかの市ではそこまで強制はしていないと、あなたの収入は幾らでしょうかと書く欄があって書いてるだけで、それであとは事務処理で、市が独自で担当者が点検する形でやってる市もあるわけですが、泉南市は所得証明までつけて出すような形になるわけですから、それがそのまま民間の保育所で申し込みを受け付けた場合、民間であろうが市立であろうが、見られてしまうわけですね。そういう個人の人権にかかわる部分にまで、知られては嫌だなと思うことまで知ってしまうようなこともできる場所がこれからできてくるわけですから、その辺の秘密というのかな、その個人の人権にかかわる部分が外に漏れないようなことをきちっと対応できるのかどうか、その辺が私1つは心配なんです。

それから、情報の提供ということで、保護者がどこの保育所に入りたい

かということは、親自身が便利な地域、仕事をするにつけても便利な保育所を選ぶことができるようになるわけですから、当然今までとは変わらないわけですが、どんな保育をしてくれるのかとか、それから保育内容についても、それからいろいろ保育所の方針ね、そういうものも含めて親が知りたいというときには、今まで意識的にそういうものが親に知ってもらえるような状況があったのかどうか、ちょっと私はそういうことはきちとつかんでませんけれども、そういうことも努力されて対応としてできていくのかどうかね。

いいことですから、私はどんどんそういう保育の中身については、子供と一緒に、親もそれから保育所も地域もみんな一緒に子供を育てていくという一面では物すごい大事なことだと思いますから、そういう情報提供やら、それから若い親ですから子育てに悩んでおられる、そういう保護者の方の相談を受けたり助言をしたりと、そういうことについてはしっかりと対応していけるように、保育所でのそういう保母さんたちの受けとめ方ですね。その保育所の受けとめ方、そのために必要であれば研修とかそういうものも十分に受けていただいてやっていただけるような、そういう方向づけをしっかりと示していただきたいと思うんですわ。

それから、保育料の面ですけれど、均一保育料になりますと、今まで所得が低い方たちは、0歳児であろうが1歳児であろうが、小さい子供ほど保育単価が高くなって大変ですから、収入の高い人はかなり大きいお金で保育料を支払ってたわけですけど、そういう所得の低い人たちの小さい子供さんを預かるとき、0歳児や1歳児を預かるとき、そういうことについては保育料に対して減免の措置ですね。そういうものはどう考えておられるのか、その辺も聞かせていただきたいなと、こういうふうに思うんです。

それからさっき、何度も言うようですけど、保育所は安心して子供たちを預けられる、そういう共働きの人たちを助けて、国が児童福祉法に基づいてやられてきた保育所の制度ですから、それをきっちりした形で受けとめていけるように、全員入所の立場は貫いていただきたいなと、こういうふうに思うんですね。さっきも、同じことを言いますけれども、ただ単に保育の優先度をつけて点数でということにならないようにね、全員入所、そういう立場で施策としてこれからもっと重点を置いて、このあふれる保育所の対策を講じていただきたいなと、こう思うんですが。

数点言いましたけれども、答えてください。

議長（巴里英一君） 的確にお答え願います。津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 4点ほど御質問があったと思います。

まず第1点目の、そういう税的な部分の個人の秘密事項でございますが、公立保育所並びに私ども福祉事務所の方で受け付けする場合につきましては、これは公務員として秘密保持の義務がございますから、こういうことは一切ないと思っております。

ただ、御指摘のとおり民間保育所でも現実的な形として対応ができるということになっておりますので、この辺については今回ちょっと配慮が欠けておったかなと思っております。この部分につきましては、来年から別枠の封筒なりに入れていただくような形でしてまいりたいと考えております。

情報の部分でございますが、この部分については、今回法改正等の関係がございましたので、私、保育所の方へ全部おまして、全員の職員を対象といたしまして今回の法改正の趣旨なりについての勉強会はしてまいっております。そして、従来からも現実的な保育内容とか1年間の活動とか、そういう部分については一般情報公開をやっておりますので、現実的にこの情報公開という言葉が生まれてきておりますが、それは従前からもう現実的にやられておると、これを今までやっておったのを文字化したと考えていただいたら結構かと思えます。

そして、保育料の問題でございますが、この均一保育料につきましては、この4月1日から即均一保育料になるのではございませんので、言われておりますのは、9年度の段階におきましては徴収基本税額表というのがございまして、それは10段階でございました。それをこの新年度からにつきましては7段階に統合していくと、そして次に5段階と言われております。その後、歳児別に応じた均一保育料にしていくということが言われております。

そして、先生御指摘の減免事項でございますが、この部分につきましても、国の方で減免事項についてどうするのかという部分については、今将来的な均一保育料に向けての審議課題となっておりますと聞いております。

次に、第4点目の全員入所でございますが、私どもの保育所といたしま

しても、定数内の児童につきましては全員第1希望という形で受けさせて
いただいております。ただ、保育所につきましては箱なり
の関係がございまして、定員というものがございまして、やはりこの定
員という部分については、超えた部分については何らかの形で第2希望な
り第3希望に回っていただくという形でせざるを得んのではないかなと考
えております。

泉南市全体的な充足率で考えますと、一般質問等で部長なりが御答弁申
上げましたように、泉南市全体としては充足率70%ということござ
いますので、まだ30%の余裕等がございまして、その辺で対応せざる
を得んのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 松本君。

6番（松本雪美君） 法律が改正されても、措置から保育の実施というこ
とで変わっても、国から来る、泉南市が受けるお金ですね、措置費というの
が何に変わるのかな、そういうお金の面では全然変わらないのかどうかも、
ちょっとその辺も聞かしていただきたいのと。

それから、今の説明でよくわかりましたが、あと先ほど最後にお答えい
ただいた充足率では70%だと、こういうふうにおっしゃいましたが、定
員の大きな150人、120人、樽井やったら180人ですね。鳴滝第二
が150、鳴滝第一が120、浜が150と。公立保育所でも入れ物その
ものは大変大きくつくられて、子供たちがたくさん入所できるようになっ
てるんですけど、あふれるところは、公立では信達ですね。それから新
家保育所もどんどん新興住宅地ができたりしてあふれてきてるわけですか
ら、充足率だけでは大丈夫という判断をされると、例えば信達から樽井へ
回された人でも、自動車がないから自転車では送っていけないとか、そう
いうふうな現状が現実に出てるわけですから、この点やっぱり具体的にど
こをどういうふうにしたら一番その70%の充足率を本当に生かしてでき
るのかということも、それは対策として講じらなあかんのと違うかなと思
うんですよ。

鳴一、鳴二なんかでは120人で、鳴一の場合57人でしょう。それか
ら、150人の鳴二では69人で、こういうことになってますからね。特
に最近、私の一般質問でもお答えいただいたように、申し込みの人数が

百五、六十名ふえてるわけですから、泉南市の若い層の住民がふえて子育てをする人がふえたという立場に、そういうことを見ますとこの問題は避けては通れない現実やと思うんですけど、その辺もう一度だけお聞かせいただいたらと思うんです。

現実には今までの保育所の運営の仕方、それから親に対する保育所での保育申し込みでの受け付けをされたときの対応の仕方とかいうのは、実態的には何も変わらないということだけ確認させていただきましたんで、今の2点、最後にお答えいただいたら、私それで結構です。

議長（巴里英一君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保育所に対する児童の措置の問題でございますけれども、これは私、一般質問の中でも説明させていただきました。ことし児童福祉法が改正されまして、一番最初、平成10年の4月からの適用になっておりますけれども、今年の入所するときから保護者の方々の希望に沿った形の入所の申し込みの事務をしたわけでございますけれども、その中で第1希望、第2希望という形で保護者の方々の希望をとりました。

その中で、現実的に樽井保育所と、それと新家保育所にそういった定数以上の申し込みがあったわけなんですございますが、これらのあふれた児童の方々に対する今後の対策ということでございますけれども、当面の間は、当然保育所に定数なんかもございます。あるいは建物のキャパシティーの問題等もございまして、現実的に児童が今後ふえてくるのに早急に対応できるという状況じゃございません。

ただ、先ほど次長も答えましたように、全体的に泉南市の保育所の措置の状況等も勘案しまして、今後こういった問題についてはこれからまだまだ措置の要望の、例えば保育所の第1希望のところに殺到するとか、定員がオーバーするとかいう問題もございます。ただ、児童福祉法の中にも、こういったときにはどういった形で対応するかということも条文化されております。そして、定数がオーバーした場合には、例えば公正な形でそれを選考するということもありまして、法律の中にもそういった状況を、ある程度そういった状態になり得るんじゃないかというようなことも想定されております。

ただ、今後保護者の方々が、そういった形で保育の実施が第1希望とか

あるいは選択制によるということになりましたら、我々も将来的にはそれは避けては通れない問題になるかと思えますけれども、当面の間は全体的に泉南市の状況を見ながら考えていきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

議長（巴里英一君） 津野健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼児童福祉課長（津野和也君） 公的責任のことについてお答え申し上げます。

保育所につきましては、従来どおり保育をやっていくという形で、保育サービスの提供義務を負っておるところでございますし、また保育所の運営につきましては市町村がお金を出すわけでございますし、またその一部を国なりが負担してやってまいりますので、何ら公的責任については後退するものはないと考えております。

〔松本雪美君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第6号 泉南市污水处理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市污水处理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。泉南市污水处理施設管理条例に

よりまして、本年4月1日より樽井みずほタウン汚水処理施設が新たに市に移管されることに伴いまして、現行条例の一部改正が必要となったため、本条例を提案するものでございます。

改正の内容について御説明を申し上げます。議案書33ページをお開き願います。

別表第1及び第2の一部変更でございますが、条例第3条及び第4条の規定に基づく施設名称、位置、適用地域の追加でございます。

続きまして、別表第3及び第4の一部変更でございますが、これは条例第9条第1項の規定に基づく使用料の額の設定の追加でございます。樽井みずほタウンにおきましては、一般住宅で1カ月当たり6,000円、一般住宅以外では1カ月当たり基本料金6,500円、追加料金といたしまして1立方メートル当たり100円とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——谷君。

10番（谷 外嗣君） 何点かお聞きをいたします。

このみずほタウンの移管は、本市で2件目だと思うんですね。ダイケンホームからですが、その間相当時間がたっておりますし、あれですけど、あと俗に言われる500人槽以上ですか、が八幡山とかサングリーンだとか、ほとんど山手の方に集中してる状況です。多分まだ6団地ぐらいがあるかと思えます。その辺も含めて、ほとんどその辺は下水の計画がないところだと思います。今のところですね。だからできるだけ早くこの移管という問題をやっていただきたいなと思っておるところで、その辺はどのように考えておられるか。

あともう1点、みずほタウンの料金体系ですね。この辺はどういう考えでこの6,000円という金額になったのかどうか。あるいは前もってやってるダイケンホーム、これを参考にしてやられてるのか、その辺も含めてお聞きをいたします。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今回、樽井みずほタウンの引き取りが行われた後、他の団地の対応はど

うかという御質問であったと思いますが、現在サングリーン、いずみ台、砂川公園団地、八幡山団地、楠台等が残っております。これらにつきましては、私ども条例の対象団地でございますが、一日も早く市の方に移管したいと、所管としてはそう考えておるところでございますが、何分各団地によりまして、自治会のまとまりがうまくいってないようなところもございます。

それと、具体的に申し上げますと、サングリーン並びにいずみ台につきましては協議が調いまして、最近、用地の分だけでございますが、市の方に移管登記が済んでございます。ですから、順調よう協議が調いますと10年度中にはこの2つの自治会も移管できるのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

また、樽井みずほタウンの一般住宅用、月額6,000円の根拠でございますが、汚水浄化槽を引き取るに当たりまして、現処理場の維持管理費を積算いたしてございます。それによりまして、みずほタウンの場合、一般の処理施設ではなく三次処理まで行っておりまして、いわゆる高度処理を行ってまいりまして、何分維持管理費につきましては他の団地と比較しますとかなり高額になってきてございます。それらを現在住宅が建てられております戸数で案分というんでしょうか、割り算しますとこのような額が出てくるというのが1つの根拠でございます。

それと、市に移管する前、当然どこの団地でも各自治会、または汚水処理施設管理組合で管理しておるわけでございますが、みずほタウンにつきましても、従来、市が設定しております同様の料金で維持管理をしてきたと、このように承っております。そのような観点から、砂川台の1カ月当たり2,500円とは大きく離れた金額に設定せざるを得ないというような結果になったわけでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） ほかにございませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 今回の答弁で一応はわかったんですが、ただ具体的に額が出ておりますので、当然維持管理にかかって将来減価償却費等を考えているということについてはよくわかるんですが、その辺のいわゆる額的な根拠ですね。例えば実際に毎月の処理費にはどれだけかかるのか、それ

から将来の減価償却を見込んだ維持管理には幾らかと、この辺の部分ですね。これをちょっと明確にさせていただきたいと、判然とさしていただきたいと、こういうふうに思うんですが。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、私ども4月1日から維持管理をするに当たっての費用でございますが、運転管理費または水質分析費、電気代、水道、それぞれ管理に要る分野といたしましては約57万程度でございます。それと、諸経費等につきましては約7万3,000円ほど、合計いたしますと月額64万程度の費用がかかるという積算をいたしてございます。

それで、現在みずほタウンにつきましては107戸ということで、1戸当たり約6,000円程度の御負担をお願いしたいと、このような考え方に基づきお願いしてるようなわけでございます。

以上でございます。

副議長（上野健二君） 和気君。

13番（和気 豊君） これは単位がわからないんですが、1戸当たりですか。この諸経費64万円というのは、107戸でしょう。そやから1戸当たり6,000円ということで、1戸当たりになるわけやな。ということは、電気代なんていうのは処理管理費になると思うんやけども、僕が聞いたのは、いわゆる減価償却で、将来これが除却処分しなければならないときに新たな金が要りますわね。だからその分については大体幾らぐらいになるのかと。

それから、当面毎月この処理を、いわゆる汚水を浄化して、そして放流に至るまでのその費用は幾らなのかと、そういうことについてお示しをいただきたい。今聞いたんでは運転管理費、電気代等々で57万円と、それで諸経費7万3,000円と、そしたらこれ全然、将来のものとそれから当面のものと、なかなかちょっと判別しにくいんですが。

副議長（上野健二君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 和気議員の再度の御質問でございますが、みずほタウンの処理場の運転管理等、月額必要な費用としまして、先ほど言いました57万程度でございます。それと、諸経費等の7万3,000円等、これにつきましては和気議員御指摘のとおり、今後の突発的な修理費等、

その辺も包含いたして計上さしていただいたような次第でございます。トータルとしまして64万程度、戸数107戸でございますが、1戸当たり約6,000円という積算をさしていただいております。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（上野健二君） 小山君。

3番（小山広明君） 2つ目の市に移管ということで、前の砂川団地とかなり負担量が違うという、処理の能力が違うということも説明があったんですが、し尿処理を現在必ずやっておる状況とか、下水道を進めている状況の中で、やはりきれいにすればそれだけ自然に対しても優しいわけですから、そういう点の負担の公平性からいえば、基本的には1戸当たりの料金を私は同じようにするべきではないかなと思いますし、これの維持管理は、実際はどういうふうにされていかれるのか。

それから、下水道が近くに来ると思うんですが、公共下水道というんか、そこへのつなぎ込みの予定もあると思うので、そういう点も今後の維持管理の中では、やっぱり施設の耐用年数のことを考えれば影響しとるんじゃないかと思うんで、そういう点がわかっておれば御説明をいただきたいと思います。

以上。

副議長（上野健二君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

我が方、4月1日から移管されて維持管理をするとなりますと、当然衛生課の担当職員が維持管理にかかわるわけでございますが、日常の保守・点検等、一般的な管理運営につきましては、汚水の管理業者に委託契約を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、今後公共下水道が設置され、供用開始されることとなりますと、速やかにこの浄化槽の汚水についても公共下水道に接続したいと、このように考えておるところでございます。

〔小山広明君「いつぐらいになるの」と呼ぶ〕

市民生活部長（白谷 弘君） （続）下水の設置につきましては、我が方は担当いたしておりませんので、現時点では明確な答えはできにくいところでございます。

以上でございます。

副議長（上野健二君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後の答弁から触れたいと思うんですが、維持管理とこの時期に引き取るということを考えるときに、多分もう近くまで来とると思うんですね。一方は一丘団地までつないどころもあるわけですから、それはやっぱり行政的にむだな行政をする必要ないわけですから、なぜそれがすぐそこにつなぎ込みができなかったのかですね。ちょっと不自然だと私は思うんですよ。もう市役所あたりまでは来とるわけでしょう。福祉センターはもうそれでやっとするはずですから。だから、やっぱりそういうものはやって、横の連絡もよくとっていただいて、つなぎ込みがいずれにしても予定をされとるわけでしょうから、その辺の報告ぐらいはちゃんとやっていただかないといけないと思いますよ。

それから、汚水の管理業者というのは具体的にどういう業者になっていくのかですね。どういう人が資格を持っていらっしゃるのか。

それから、こういう二段構えのみずから処理をして出す段階できれいに
出す方式と、最終末端まで運んでそこでやるという2つの方式が今進んで
おるわけですが、みずからが管理をし、きれいな水を自分の近くの小川に
流して、それは自然の水の循環からいっても私はその方がベターだと思う
んですけども、そういうものの業者の育成というのを、小型合併処理浄化
槽もどんどん普及させておりますし、そういう点ではそういう管理企業と
いうんですか、そういうものをちゃんと管理する企業をやっぱり育成をし、
市民の前にもこの辺の価格についても安心してちゃんと公表されて頼め
ると。しかも、それは公平な料金体系も必要だと思うんですが、そういう整
備はもうぼちぼち必要なんじゃないでしょうかね、これ。めいめいにどこ
かにやって、価格的にもほとんど市民には、他と比べる形ではなかなかわ
からない状態だと思うんですけど、そういう点での管理というのをどうい
うふうにされようとしとるのか、方針なりあったらお聞かせいただきたい
と思います。

それから、衛生課の担当者が直接的には責任を持って、一応そこを管理
していくということですが、そうすると、この業務をやる職員ですね。今
どれくらいおられるのか、その辺もちょっと。これは新しい体制だと思う
ので、当然これに要する職員の数は私は必要だと思うんでね。それはやっ

ぱり職員全体の中で、そういうものに担当さしていく職員は、全体のバランスの中でどういうふうにして整備していくのか。僕は新しい1つの分野だと思うんですよ、この業務というのは。もう既に業務として必要でない業務も当然、頻度の差ではあると思うんで、そこらの整理とあわせて、職員がこれで完全にふえるわけですから、減る部分はどういうところを減らすんだと、こういう形の中で、そういうことも含めてやっぱりお示しをいただきたいと思います。

料金については、先ほど僕提案したんですが、回答がないんですけどね。やっぱりきれいにしたところはたくさん負担、個人が全部せないかんというんじゃないしに、きれいにしていただいたということは、トータルの意味では社会的なコストが安くなるわけですからね。2,500円に対して、ちょっと高がついても3,000円ぐらいにしてあげるとかですね。そして、やっぱりきれいになったことについては、これはみんなが利益を受けるわけですから、そういう施策は必要なんじゃないでしょうか、丸っぽそこに負担さすということじゃないしに。そしたら、だれもきれいな処理を、三次処理なんかしなくなるんじゃないでしょうか。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問でございますが、私どもの衛生課においてこの処理施設を管理すると、人員につきましては課長以下13名の体制でございます。そのうち、この団地汚水の処理施設の維持管理に関する係長、係員が3名、合計4名となっております。この係員の3名につきましては、団地の汚水だけの仕事ではなく、広分野にわたっておるわけでございますが、何分団地の汚水は今回2件目でございますので、現体制で頑張っていただけのもだと確信いたしておるところでございます。

それと、小山議員御指摘の三次処理までやってる処理場について、高額な負担は若干矛盾があるのじゃなからうかという御質問でございますが、私ども衛生課といたしましては、議員御指摘のとおり、きれいな水を流してくれる団地につきましては格安にできれば大変いいわけでございますが、何分この汚水処理施設、引き取った後には特別会計で維持運営をしていくわけございまして、現状の会計処理上、安くしますと維持管理の赤字分をだれが補てんするのかというような大変な問題が生じてきますので、今

回御提案させていただいております6,000円で御理解をいただきたいと、このように考えておるところでございます。

それと、浄化槽等の維持管理業者の件でございますが、市内にも数カ所の業者があるわけでございますが、トータル的にいいますと、他市町村等も含めまして私ども現在把握はしてないくらいたくさんあるわけでございますが、現状では環境課のカウンターの前のポスター、または広報等で市民にもPRを行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときたいと思うんですが、2つの団地ですけども、そういう小型合併処理浄化槽も基本的には個人の管理で処理をするとなっておりますけども、それはなかなか役所の積極的なかわりがないと本当の目的、美しい自然というのは維持されていかないわけですから、その辺はやはりもう少し体制は整えていただく。しかし、単にふやすということではなしに、やはり切る分野は明確に切っていくと。そのかわりこちらに力を入れるんだという、そういうめり張りの効いた組織体制をぜひお願いをしたいと思います。

それから、高度処理を、せつかくきれいな処理をしたところが大きな負担をし、経費が安く上がるのは安いというんでは、市民感情としてもなかなか納得しないだろうと思いますし、下水道部長も基本的にはそれは1つ矛盾するという答弁をしていらっしゃるわけですから、市長、これはやはり政策的に、自然環境というのは今大気汚染も大変でございますが、排水、汚水という問題も、これも大気以上に大変大事な問題ですので、市としてはし尿処理に先ほども大変な大きなお金をかけて整備をするわけですからね。それは市がかなり一般会計からお金を出しとる現実に立つならば、みずから責任を持って浄化するという人に対しても、やはり全体のバランスの中で、私は納得のいく一般会計からのお金を入れていくということは、市民の理解も十分得られると思いますしね。ただ単にふやすというんじゃなしに、そのかわりここは減らしますよというめり張りの効いた予算編成なり市政運営をしていただきたいと思うんですが。

市長、今3つの処理形態が泉南市にあるわけですけどね、大きく言えば。

3つはいろいろ矛盾を持つとるわけですね。流域下水処理場というんですか、大型の下水処理場には膨大な特別会計も組んで、今政策的にやっとなんですけども、一方では個人の責任で合併処理浄化槽をつくって、自分の流した汚水はきれいにして前の川に流そうと。もう一方は従来からあるくみ取りということで、市もこれもお金を投入しておると。だから、基本的には市民みずからの責任で浄化しようとするところには何ら措置が打たれてないというこの矛盾は、お認めになると思うんですが、そこにやはり整合性のある政策を打ち出していただきたいと思いますと僕は思うんですね。

その点でどんどんこれからそういう個人の責任で汚水処理をするという、そういうことが進んではいけませんから、その管理の面も含めて、その辺の料金体系、負担の割合について、市長、基本的には方向性としてはどういうふうにご考慮されるか、最後にお聞きしておきたいと思っております。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろんな処理形態はあるわけでありまして、今回のこの団地の汚水処理施設というのは、昭和61年か2年でしたかね、請願が出まして引き取ってほしいと、こういうことが採択されてスタートしたわけでありまして。本来はこれは自主管理、設置者管理というのが法的な位置づけになっております。厚生省の所管になってるわけですが、そのうち501人槽以上のいわゆる大規模施設について引き取ってほしいという話があってスタートしております。

そのときに我々の方も、私もこれは一番最初から関係しておりましたからよく知ってるんですが、それぞれの団地というのは、設置の時期も違いますし、規模も違いますし、それから能力、処理方法も違うわけですね。ですから、もともとその使用料というのは異なっておるわけでありまして。それを画一的に、均一にということは、非常に大きな差のある中ではできないと。

したがって、基本的に団地ごとに、仮に移管されても料金体系は変わりますよと、そういうことをお互い合意をした上で、ここ進んできてるわけでありまして。その中で、できるだけ安くというのはあり得ると思っておりますが、そういうことでダイケンホーム、砂川台等、こちらで今度引き取る予定のサングリーン、いずみ台等々、料金体系が違うということをご承認の上での引き取りと、こういうこととなります。

それから、公共下水道との関係でありますけども、公共下水道については当然、当面は市街化区域内を対象に計画をしておるわけでありまして、その他の地域あるいは公共下水道がおくれる地域、これについては単独合併浄化槽等、施設整備については市の方でも補助をさしていただいております。しかし、これはあくまでも公共下水道が接続されるまでの補完施設というふうに私どもは考えております。したがって、公共下水道が延びていきますと当然そちらの方に切りかえていただくというふうに考えておまして、いつもこの点は小山議員とは全く意見が違います。あくまでもやっぱり公共下水道に将来転換していくというのが基本でございます。

なお、ちょっと申しおくれましたが、今回6,000円ということで、従来の価格とは違わないんですが、ダイケンと比べたら非常に高いという数字になっておりますが、御指摘ありましたように、このみずほ団地の方はそう遠くない時期に公共下水道が参りますので、その時点では速やかに接続をしたいというふうに考えてるところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君、もう最後に。

3番（小山広明君） もう終わるところと思ったんですが、小山君と考え方が違うと言われとるんで、一言私の意見も言っときますがね。私だけが違う意見を言っとるわけじゃなしに、補完じゃなしに、やっぱり2つの方法がある。いろんな方法があるわけです。補完じゃなしに、全くシステムの違うわけですから、やっぱりみずから汚したものはみずからきれいにしておけば、海に行くまでに自然環境の中になじんで、いろいろ自然のサイクルになじむわけですから、市長の言われるのは海までヒューム管で全部汚水を持って行って、何ら自然との接触がないわけですからね。市長の考え方は、僕は恐らくそれは続かないと思いますよ。物すごく高負担だし、自然とのマッチングが物すごく悪いんですからね。それはもうランニングコストなり、大規模にやれば1人の所長でいいという、そういう単純な大量生産、大量破棄の時代の発想だと僕は思いますよ。

だから、それは違うというよりも、なぜ違って、どこがどういう意味があるのかというのをまともに答えた上での議論だったらいいけど、初めからあなたとは違うんだということでは議論が進まないと思います。あなたの利点は何か。僕の批判することについては、市長もこれはこうなんだとかね。やはり海まで生で流れるというのは、小川に水が消えるわけですか

らね。そういうことを私は1つの議論として批判しとるわけですから、何も——違うことはいいことですよ。違う立場があるからいろいろ膨らんでくるんじゃないですか。だから違うということによって切ってしまうと、みずからのいいということを具体的に説明しないあり方というのは、議論になじまないと私は思います。今後、この件については議論していきたいと思いますが、私はそう思いますよ。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 水質の保証が全然違います。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議案6号に賛成の立場で討論させていただきますけれども、いろんな課題をこれは持っておると思います。

最後に市長は、水質が違いますと言われましたが、水質は、それは管理の問題であります。市長は、個人個人が水質を管理することに限界があるということをおうとしとるんだらうと思いますが、基本的には個人個人が環境に対しての意識を高めない限り、トータル的な自然に対する負荷はなくなるわけでありますから、今市長が言われる水質に責任が持てないというのは、そういう持てる社会をつくっていくということの中で私は考えるべきだと思います。

今の意識状況を固定化して、もう役所がやればきれいになるんだという一方的な考え方は、私はとても了解することはできないし、もう少し丁寧な、そういうところも踏み込んだ議論を私はしていきたいと思いますが、市長の議論はいつもぶっきらぼうな、木で鼻をくくったような言い方というのは、私が少数派であるからそういうような対応をしとるんではないかとひがんでおるわけでありますけれども、やはり少数であろうと多くであろうと、まじめに内容を提示して議論をしていきたい、そのように思いますので、市長におかれても、だれが言うからじゃなしに、まともに、違う意見に対してはむしろ丁寧に議論をしていただきたいと思います。

そういう意見を付して賛成をさせていただきますので、議員の皆さんもひとつ静粛によるしく願います。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第7号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開き願います。提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成10年4月1日に施行され、この改正により児童福祉法第38条に定める施設名が改称されたことに伴いまして、泉南市火災予防条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書37ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、別表第1(6)の項目中、「母子寮」を「母子生活支援施設」に改正するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、平成10年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第8号 泉南市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書39ページでございます。災害対策基本法の一部改正法が施行され、同法第23条において、市の地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に現地災害対策本部を置くことができることとなりました。本市におきましても、地域防災計画の見直しを行い、局地的に相当規模の被害が生じた場合、または発生のおそれがある場合、局地的応急対策活動を円滑かつ効率的に実施するため、現地等において災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することといたしております。したがいまして、必要な場合に現地災害対策本部を設置できるよう措置を講じるため、本条例を提案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

13番（和気 豊君） ただいまの提案趣旨の中に「地域防災計画の見直しに伴い」と、こういう文言が入っておるんですが、この地域防災計画の見直しそのものが、まだ当市ではいわゆる震度7に見合うような計画になっていない。今、鋭意策定中だというふうに思うんですが、そういう点で現状の取り組みについて、そして当然この計画をつくっていく上で必要な防災カルテ、防災診断ですね。これについても過日の、もうちょうど3年以

上にわたるわけですが、あの阪神大震災のときにカルテの不十分さ等も指摘をしておきました。総合的な誘導基地をいわゆる埋立地に求めている、こういうことなんかについて、その問題点を指摘しておいたわけでありませんが、そういう点の改善ですね。カルテの見直し、そして当然このような全面的な防災計画の見直しをやるについて、防災アセスですね、これ等も必要だというふうに思うんですが、その辺の具体的な手法、手続等も含めてお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 御質問の地域防災計画の見直しについて、御答弁を申し上げたいと思います。

現在、大阪府と2回の事前相談を実施をいたしまして、あと4月10日以降に事前協議に入る状況まで進んでまいりました。これにつきましては、今大阪府で2回目の相談で指摘をされた事項につきまして、関係団体あるいは市内の各課各部と協議をすべく文書でお願いをいたしておるところでございます。現在その返事をいただいているところでございます。これが終了いたしますと、大阪府に対しまして4月10日以降に事前協議、そして本協議ということになりまして、そこでオーケー、ゴーサインをいただきますと、本市の防災会議を開催して認定をしていただくという段取りに進んでまいるところでございます。あとしばらく時間をいただければ、本市の地域防災計画の修正はすべて完了するものと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 府と相談して鋭意やっているんだと、協議が4月の初めに、第何次になりますか、第3回目になりますか、そういう協議が4月の10日に行われるということなんですが、これまで2回やってまいりました。そういう協議の中で、両方で煮詰めなければならない問題点は一体何なのかですね。

例えば、活断層の問題でいえば根来活断層とか、あるいは熊取から延びております成合活断層とかいろいろあるわけですが、そういう活断層、これは特に1類ではありませんけれども、第2類ということにはなりませんけれども、それなりの活断層もあると、こういうことで、そういう点では早急に——中央活断層というのは第1類ですし、あの紀の川筋に大きなやつ

がありますから……。

そういう点では、これはほんとに皆さん心配しているわけですから、これは平成6年には今にもつくるような話であったわけですがけれども、平成7年かな、今にもつくて、年度末に起こりましたからね。1月の17日でしたから、翌年度の重要課題ということで今にもつくていただけるような話もあったわけですが、なかなか思うに任せていない、そういう現状ですね。もうちょっと具体的に突っ込んでお話をいただきたいのと、市独自でやらなければならない防災アセスと防災カルテの見直し、これについては府と相談する必要はないと思いますよ。これについてはどうなのか。

まだ瑕疵あるままにこれは認めていただいているわけですから、論議の中でそのままに放置されているわけなんです。まさに放置されているわけです。いわゆる総合誘導避難場所ですね、これについてはそのままになっているわけですから、その辺の点もひとつあわせてはっきりとさしていただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 診断カルテでございますけども、この件につきましては、各種断層等ございますが、それも含めまして、主体的には本市の場合には中央構造線ですね、その部分の影響が大きくありまして、それを想定しました1つの形と申しますか被害想定、それを府の方が主体となってやってきてございまして、それを基本に本市の想定を組み込んだ形での診断という形を今回の防災計画の中に組み込んでおるということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 違うでしょう。防災アセスやそれに基づく防災カルテについては、例えば震度7の震災が起こった場合に、この家屋はそれに耐え得る家屋なのかと、崩壊しないかどうかと、こういうことなんかも具体的に家屋の老朽度、こういうものを判断をすると、診断をするカルテですから。そして、そういうものに対する予防措置を含めた応急対策までのそういうあり方を明確にしていく、それを受けた計画にしていく、こういうことなんでしょう。市でやらなければならない問題でしょう。大阪府との協議、何しまんねん。市がまずやって、そういうカルテつくらなあきません。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 私申しましたのは、そういうふうな地域的な構造というんですか、地質構造等を含めました形の被害想定に基づきます対応と申しますか、被害想定に基づきまして倒壊の家屋数とか負傷者数等の想定いたしました形での1つの対応と申しますか、地域防災の取り組みを行って来てるということでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 「対応」という言葉をどういうふうに使われてるのかわからへんねやけどね、応急の対策と、国語的に解釈すればね。その前にどこに応急的な対策を講じなければならないのか、そういう実態の調査、カルテをですね、診断をした結果カルテをつくらなければならないでしょう。それはどこの仕事なんですか。そういうものを踏まえて、大阪府との間で協議をして計画を確立すると、これが基本的なあり方でしょう。だから、そういうものを市がやったんですか。それも怠って、大阪府との協議何やりまんねん、こういうことを言ってるわけです。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員御指摘のような具体的な個別のそういうふうな特有の診断という形はとっておらずに、今までの既存のデータがございます。地域的な、泉南市市域全体です。それを大もとのベースとしまして、そして地質構造、そういうふうな被害の想定の中の1つのデータと申しますかソフトができておりますので、それに組み込んだ形に基づきます対策という形の計画を立てたというところでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） それは、蓄積されてるのは震度6のときのデータでしょう。新たに震度7を想定したときのデータというのは、まずあれから以降やられたんですか。やったらいつやったら、既に蓄積としてあるんだと、もうやる必要ないんだと、前提になる大阪府との協議、細かい泉南市独自の事態に即した防災計画をつくるわけですから、今回は、予防から応急措置まで含めた、事後の応急対応まで含めた、そういうものをつくるわけですから、そういうものができているんですね。できておればいいですよ。そやけど、そういう話は私今までこの3年間の間に聞いたことありませんから、あるのであればある、改めて聞かしてください。それでよし

ます。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 今申しましたように、個別のでなしに、以前の震度6から震度7に改めた形での全体的な、大阪府全体の想定のものできておりますので、それに対応して個別的に計画を立てておるといところでございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 上町活断層やいわゆる中央構造線まで含めて、あるいはその間に散在する成合とか根来とか、そういうものについての全般的な、府全体のそういうものは私、去年も東さんと論議さしてもらいました。あるのわかっていますよ。そのときにも言いました。しかし、それだけではあかん。老朽家屋が密集する地域での具体的な防災診断、いわゆる7の震災が起こったときに今の住宅は耐え得るのかどうか、そういう具体的な診断、そしてそれに対する予防的な対策、こういうものが1つの柱にならなければならないわけですから。

私は、東京都のいわゆる震災予防条例、これが予防という言葉を入れて事前の対応を非常に重視している、これがあるべき姿だと。起こってから対応も重要です。しかし、起こる前の対策、いわゆる震災が起こらないようにバッファゾーン、緩衝地帯をつくるとか、道路を広く設けることによって、それが避難誘導路に変わるような、そういうまちづくりを進めるとか、こういうことは具体的に泉南市の実態をカルテに上げなければ出てこないですよ。そういうものは市独自の努力として十分に備えなければならない。大阪府全体の漠然としたものではあかん。市長はやると言うたんですよ。それをやられたんですよ。やられたんやったらやられた、やっていると、それでやれへんと言うのやったら、もう一回議事録を読み返してですね、市長はやると言うたんやから。ところが、行政当局はそれをやらないと言うんやったら、一体長が発言したことどないなりまんの。あるんですか、ないんですか。なくてそのまま一般的な話で大阪府と協議するんですか。

議長（巴里英一君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 和気先生御指摘の件につきましては、恐らく建物の安全度判定士とかのお話やと思うんですけども、そのことに

つきましては具体的に大阪府の建築課等からも御指導がございまして、私ども今都市計画課並びに建築課の方と、体制についてどう築き上げていくか、具体的に協議に入った段階でございますので、具体的にどの方向でやっていくか、あるいは泉南市だけで判定士がそろうのか、震災が起こったときにはその家に住めるかどうかの判定をしていただくのは、他市からの応援というのも含めてたまたま検討しているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと直上長との発言が異なっておりますので、再度確認したい。あえて市長まで出ていただくことは要りませんが、細野公室長、改めて具体の個別の、泉南市の実態に見合うそういう防災カルテをつくるためにその体制に入った、こういうふうに理解していいですね。今の答弁、そのまま私復唱しただけなんです。あなたに確認してる。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 庁内の1つの体制、組織をつくりまして、地域の特色というんですか、問題点等を、個別の建物についての問題を洗い出しまして対応するべく取り組んでるところでございます。

〔和気 豊君「もう一度確認、済みません」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） それは、改めて膨大な仕事に私はなるというふうにするんですが、海辺、海浜の周辺にはそういう老朽家屋が非常に多いですけども、膨大な仕事になると思うんですが、それをやるということになれば、予算措置ですね、体制、これは当然予算の上で出てきてると思うんですが、新年度予算でね。それはちょっと私よう見つけなかったんですが、改めてお聞かせをいただけますか、何ページ、どこに。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 御指摘のように、この作業に具体的に取り組んでいくとなりますとかなりの作業量になるということもございまして、今回の骨格予算ということもございまして。そして、今後どういうふうな方向でやるかという調整と申しますか、もございまして、当初予算には組み込んでないということもございまして。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 二、三点質問をしたいと思うんですが、今議論を聞いておられますと、どうも法あって実体なしというふうな状況ではないかと思うんです。したがって、この問題は特に先ほどの質問者の中からありましたように、淡路、神戸の大震災の教訓の中から、各地方自治体がどうあるべきかと、国を挙げての検討課題だとされてきた経過がございますね。

問題は、余り大きなことを言っても仕方がないわけで、この6万市民の命と暮らしを守るにはこういういわゆる防災というものに対する認識をするためにはどうしたらいいかということについて、そういう認識自体もそうでありますけれども、実態論としては、例えば西信とか樽井とか新家とか信達とか男里地域とかいろいろあるんですが、従来でございますと、電柱の下の方に避難場所と書いて矢印が入ったようなものを、お金を出してそのような設備もしたと思うんですが、それすら最近では薄らいでるような感じなんです。

問題は、今申し上げましたように各地区、各地区において、例えば避難場所等にしても、一定の小学校のグラウンドとか公園とかいう指定をしてるでしょうけども、もっと時代に即した避難場所というものを整備してやらないと、市民としては不安なところがあるのではないかなというふうに思います。

それから、この今出されておる御提案の中身は大変結構なことだと思うんですが、問題は、防災という視点は、単に火事があったて火を消すということだけでなく、防災、水害、震災、それから救急救命というふうな、この4つないし5つの組織が一体論として1つのものでなきゃいかんのではないかと。そういうことをやっぱり総合的に判断をして、例えば本部を置くとかあるいは支部を置くとかいう形に、組織構成上なると思うんですね。とりあえずそういう組織をつくるんだと言われますけども、問題は実態に即した物理的な手法というものはいつやられるのかと。

先ほど私が指摘をしたような地域の避難場所にしても、あるいは大震災の場合の避難場所にしても、どういう手段、方法を市民はとればいいのかという説得性が非常に欠けてるのではないかと思います。いやいや、それはそうじゃないですと、そうでありませんというのなら、そのような御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員御指摘のように、私どもといたしましても、阪神・淡路大震災を教訓にして取り組む課題というのが多々あると認識してございます。その中で1つは、市民に対します情報提供と申しますか、その点につきましては、その後いち早く市民全体に情報提供するという意味で防災マップ、これを策定いたしまして、全戸配布と申しますか、市民に広く提供させていただいてるところでございます。

それと、また意識向上というために、昨年になります、大阪府とも共催で防災訓練等を実施してきてございます。これは今後情報の手段と申しますか、それをより効果的な方策といたしますものを我々としても今後系統的に追求してまいりたいと思ってるるところでございます。

それと、施設となりますと、当然これは大阪府との共催と申しますか、いち早く防災拠点をりんくうタウンに設けていただいたということも1つの成果ではないかと思っておりますし、また各地域ごとの課題等によりましては、防火貯水槽、こういう点につきましても逐次設置なり改修なりをしておるということでございます。また、今後やはり公共施設が1つの各地域での拠点となることは当然でございますので、各公共施設の防災に対します対応ということについては、今後とも系統的に考えてまいりたいと思ってるるところでございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 余り長い時間かけるのもどうかと思いますが、問題は今公室長おっしゃったように、りんくう南浜の地域に防災拠点をつくるんだと、このような考え方でいらっしゃるんですが、問題は、例えばできたとしなはれな、りんくうにね。ところが、その拠点といってもですよ、りんくうにおりる、例えば樽井から下に直接おりる、男里から直接おりる——まあ男里の場合、直接おりれるかもわかりませんが、ほかの地域からおりるといったって、そら堀整形の前に1本できてるのと、それから私の横にできてるのと——私の邸宅の横にちょっとできてるんですが、それから今の堀整形と、それで今度計画してるこの市場の道の関係です。これも二、三十年かかてるんですが、まだ海のものやら山のものやらさっぱり進んでないようですけれども……。だから、拠点をつくるいっても、道路交通整備というものの整備をしておかないと、結局その途中まででばらば

らになってしまうという物理的な問題もあるでしょう。

もう1つは、例えばこれだけ新興住宅が建ってきて、あるいは新しい道路がついて、そこを例えば地震のときに車が走っちゃったら、電柱なんか倒れますよ。私とこの横についた道路でも、電柱線が今まで3本か4本であったんですけども、いろんなところへ100本ぐらい立ってますわ。だから、電線とか電話の線というのを含めたら、これが大体70本ぐらい上に引っ張ってます。そういうことからしても、下にはガスが埋まっているから、いろんな予期しないような障害が発生するかもわかりませんが、問題はそういうことも含めて総体的に、一回泉南市としてのノウハウを、地域的な知能を生かしていただいて、地域は地域の事情というものがあるわけですから、何もノックさんの言うことを、知事の言うことを聞かんでも、我々としての考え方というものをちゃんとやっぱり明らかにすべきではないかというふうに思います。

先ほど質問しました地域の防災のための避難場所にしても、一体現在はどうなってるんかと。例えば、僕らの住んでる西信地域にしても、小学校が避難場所なのか公民館が避難場所なのか、これとって逃げる場所ありませんわな。そういう意味では、ほかの地域も同じような事情があると思うんですが、やっぱりきちりと市民に説明のできるような指導をするような、避難場所の確保についても徹底してほしいと。これは意見にかえときますけども、ちょっと一言だけ答弁してほしいのは、今申し上げました各地区の避難場所、そういうことは十分確保されてるのかどうか、願いをしておきたいとします。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） やはり大災害となりますと、いわゆる拠点と、また議員御指摘のように各地域ごとの1つのまとまりというんですか、その確保ということも必要でございますし、そういう点では既に地域の避難場所等の指定と申しますか、そういう形は十分されてるわけでございます。あとそれをいかに充実させていくかという課題はあろうかと思いますが、それにつきましては、各地域に指定してございます拠点、地域の避難場所等の充実については、今後より進めていく必要があると認識しているところでございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） やめとこうと思いましたが、ちょっとお願いしたことについてのお答えがないんですが、この各地区の避難するその拠点——拠点にはならんでしょうけども、避難場所というものはある程度確保されてるのかどうか、現状について。

ぜひ、今後のインフラ対策も含めて、いろんな難しい問題もありますけれども、本当に言葉、理論と現実にはやっぱり格差がある、僕はそんな気がしてななんです。ですから、やっぱり実態論をきちっとできるような、可能性のあるような、そういうインフラ整備等を含めてひとつ検討していただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 各地区の避難場所等については確保されております。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） この条例の提案は、一応現地災害対策本部を置くということだと思んですが、今の議論の中にも阪神大震災の件もあって、まだ神戸では公園に仮設住宅が建ち、まだ住んでおる実態がありますし、この近くではりんくうタウンにもまだ被災者が生活をしておられる。

そこで、泉南市のような小さなまちに現地対策本部を置くという、この提案でございますけどね、地震のような大きな災害が起こったときに、神戸なり大阪なりの大きなところから比べれば、泉南市の市役所そのものが現地対策本部として十分機能するんじゃないかなと思うんですが、そこで災害が起こった場合に、神戸なんかでもどこでも役立ったのは、市内にある空き地、公的な空き地にとりあえずそういうテントが立ち、いろんなものが建って、仮設で住んだんですが、泉南市は確かに空き地は多いんですが、私有地が大変多いわけですね。

そういう点で、早急にこういう現地対策本部をつくって、これは緊急の場合のこういう処置だと思うんですが、そういう私有地を、これはかなり権限的には本部長が大変大きな権限を持ち、その判断の中で機敏な指示ができるような法体系と思うんですが、そういう私有地の優先的な避難場所としての使用というふうなことも、この本部長の判断の中には入り得るの

かどうかですね。泉南市は空き地は多いけども、公的な空き地は案外少ないと私は思っておるんですが、その点はどうなんでしょうかね。

議長（巴里英一君） 東企画課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 小山議員の御質問にお答えを申し上げます。

現地災害対策本部でございますが、御指摘のとおり泉南市はそんなに広くはない地域でございますが、現地対策本部につきましては、局地的な災害に対応するということが明記をされておりました、泉南市として想定されますのは、一昨年5月に発生いたしました金熊寺の林野火災等、本庁と距離のある地域においての災害に現地対策本部を設置するのが有効であるというふうに我々は考えているところでございます。

もう一つ、避難地の関係でございますけども、今りんくうタウンにもまだ仮設住宅が建っておるといふ御指摘ございましたが、私どもの地域防災計画の修正の中で、仮設住宅の建設計画及び建設予定地の明確化ということで1項目設けさせていただきまして、今まだ場所については申し上げるわけにはまいりませんが、これについても明らかに地域防災計画の中でしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと早口でわからなかったんですが、何を予定しておるといふ……、仮設住宅を建てる場所を特定するわけですか、これから。そうか、そういう仮設住宅の何かストックをどこかへ置くということなのか、何か具体的な提案というよりも、具体的な取り組みの報告なんで、ちょっと明確にお願いします。

議長（巴里英一君） 東企画課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 済みません。一度で済ますところを二度も聞かしまして申しわけございません。

今申し上げましたのは、地域防災計画の中で仮設住宅の建設計画と、もう一つは建設予定地を明確化させていただきたいというふうに考えておるといふことを申し上げさせていただいたところでございます。それにつきましては、今現在申し上げるわけにはまいりませんが、防災会議等を開く中で明らかにさせていただきたい。当然、私有地もございまして、民有地

も入ってくるというふうに我々は考えてるところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、今の答弁から類推すると、民有地も本部長の1つの判断で一時的に使うことが可能だと、こういうことなんですね、災害の場合に。

議長（巴里英一君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 当然、民有地につきましては事前に所有者に対しまして了解をいただいておりますが、今の御時世でございますので、今現在空き地であっても、そのときに空き地であるという保証もございませんので、随時これについては見直しをしていかなければならないというふうには私ども考えているところでございます。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっとずれとるんですが、緊急な災害があったときに現地に対策本部を置いて、やはりそういう民有地に了解をとってやるということは、具体的に言ったらできないということだと思っておりますけども。了解がなかなかそういう緊急時にはとれないわけですから、そういう点ではそういう判断が、緊急時、災害時にも、民有地は本部長の権限といえどもそれはやっぱり持っている人の了解をとらないかんから、それは勝手にできないと、こういうことでいいんですね。そういうことであればそれでいいですけども。僕もそれは当然だと思います。

〔小山広明君「よければそれで結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 大災害で緊急の場合、所有者個人と連絡がとれないという場合には、緊急の公用使用が可能であるということでございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 災害対策本部を設けるということなんですけども、非常に結構な話だと思います。何年か前に水害がありました。このときも緊急対策本部を設けられたと思うんですけども、電話はつながらない、あるいは1日そのままほっとかされて麻痺状態になったというのもいろいろ各地域から聞いておりますけども、非常に結構な話なんですけども、先ほ

ど島原議員の答弁の中に地域の避難場所が確保されてるとありましたけども、果たして6万市民の中に、我が地域はどこに避難したらいいのやろか、これをわかってる方が果たしてどれだけの方がいらっしゃるんであろうか。これ、非常に疑問を感じました。先ほどの答弁についてね。

もっとわかりやすく、常にそのものが目につくように、例えば各自治会ごとに1カ所ぐらい看板を設置するとか、あるいは各自治会ごとに、あるいは区ごとに、いわゆる回覧板がよく回されますね。その回覧板のところに常に目につくようなところに、そこにあなたの避難場所は何かのときはここですよという、そういう明示をするとか、何らかの形で常に目につくようになっておかなければ、とっさの場合というのはなかなかそれが頭に入らないと思います。常に目にしておかなければね。

昔、電柱に避難場所が張っておったということ、今ちょっとありましたけども、ここらのことをもっともっと具体的に親切に、市民が常に目につくようなところにですね。何かあったときはここへ避難できるんやという、そういう明示はできないものかどうか、お願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 既に地区別の避難場所等を明示しました防災マップを配布してるところでございます。だから、既に1つの資料としてはございます。それを議員御指摘のように、事あるごとにと申しますか、逐次市民の方々がそれに意識的に目につくような、そういうふうな方策というんですか、その手段等は今後とも検討してまいりたいと思ってるところでございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 防災マップが回ってきました。しかし、何もなければ見てもそのまま置いとくものなんです。常にこんな見てるわけありません。けども、それは頭の中から消えてしまうんですね。常に目につくところ、そういう頭の中に入りやすいような対策はないのかどうか。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 一定程度、看板等につきましても設置してるところでございますが、今後その周知方等含めまして検討してまいりたいと思っております。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 結構でございますけども、だんだん年をいってければ忘れがちになります。60歳以上になったら年金の——例えば年金と全く関係ないんですけども、1年に一遍いわゆる申請せなあかんものでも忘れてしまうんです。それが全国であちこちで今起こってますね。だからその手続すら忘れてしまう。自分がもらうお金の手続すら忘れてしまう状況なんですね。年いってきたらだんだんそうなってきます。

そこで、今言ってることを先ほど検討したいということですけども、検討したいということはやりますということなんでしょうか。どうなんでしょうか、そこらは。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 標識も1つの手段かとも思いますし、やはり隣組と申しますか、そういうふうな1つの結びつきといいますか、日常的な1つの連携システムというんですか、そういうことも1つの手段だとも思いますし、議員御指摘のような、そういうふうな老人の対策というんですか、それはいろんな角度からも1つはあるわけでして、そのシステムの中に逆にその防災の1つの項目を入れていくと、お願いしていくということも1つの方策かとも思います。

例えば、老人のいろんな事業とか施策があるわけでございますが、その中に防災の観点からそういうふうな誘導的な、避難場所とか、またその方法とかいうことも組み込んでいただくという形も考えられるわけございまして、そういうふうないろんな角度から議員御指摘のものについても検討してまいりたいということでございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9 番（奥和田好吉君） 検討したいというのは、やる方向で検討していくという意味なんでしょうか。5年たっても10年たっても検討中やと言うたらそれまでなんですね。だから、やるという意味なのか、やらないという意味なのか、そこらはどうなんですか。検討というのはどういうことなんですか。検討でもいろいろあると思うんやけどな。

議長（巴里英一君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 議員御指摘の課題につきまして、効果的な手法、これを検討してまいりたいと、そして実施していきたいと思うということです。

〔奥和田好吉君「検討について聞いてるねん、検討について」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 実施するということを今発言してますので。

市長公室長（細野圭一君） （続）実施していくということでございます。

議長（巴里英一君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 実施するということなんですね。実施するために検討すると言ってるの。それ、はっきりしてください。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 今、先生御指摘の課題につきまして、今ここで具体的な手法等につきましては答弁はできませんが、その先生御指摘の課題につきまして、実施する方向で検討させていただくということで、できるだけ速やかな時期での実施に努めてまいりたいということでございます。

〔奥和田好吉君「どっちにでもとれるような答弁なので」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 奥和田議員、実施の方法について検討すると言ってるんです。実施するけれども、方法について検討する、そういうお答えだと思うんで、確認だけ願います。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 市長ね、これは予算が伴うので、そら職員であれば非常に答弁しにくい方向だと思います。だけど市長の即断で、判断でこれは答弁できると思うんですけども、お願いします。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今現在も市内に幾つかしっかりしたものをつけておるんですが、まだ数は少のうございますので、順次ふやしていきます。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

4時まで休憩いたします。

午後 3 時 2 8 分 休憩

午後 4 時 5 分 再開

議長（巴里英一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 13、議案第 9 号 平成 9 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議案書朗読 〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第 9 号、平成 9 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算について説明を申し上げます。

議案書の 43 ページでございます。歳入歳出の総額をそれぞれ 2,050 万円とするものでございます。

内容といたしましては、泉南市農業公園に係る用地として、信達岡中 1432 の 1、信達岡中 1433 の 2 で、馬場、幡代及び信達岡中共有の石谷上池、下池の一部 4,573.06 平方メートルを泉南市土地開発公社に売却するものでございます。

49 ページをお開き願います。歳入といたしましては、売却代金 4,612 万 5,000 円の 9 分の 4 の 2,050 万円を財産売払収入として計上させていただきます。

次に、50 ページをお開き願います。歳出といたしましては、2,050 万円のうち 45% の 922 万 5,000 円を一般会計に繰り出し、同額を地元公共事業補助金とし、また 10% の 205 万円を水利消滅に伴う補償金として計上させていただきます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3 番（小山広明君） 4,000 平米というと 1,300 坪に当たると思うんですが、一部という表現もあったようですが、池のどの程度が売却されてしまうのか。

それから、池というのは、泉南市は山が浅いということで、先人が池をたくさんつくって、一番条件の悪い水の問題を、ため池を今から考えればほんとに大変な苦勞でつくって、この地域の豊かな郷土を維持してきたと思うんですが、ここだけじゃなしに、どんどん池が埋められていく状況があると。どこで歯どめをつけたらいいのかということで、全然それも行政の姿勢の中に見えないんですが、例えばこういう池を売却した場合に、お金にするのではなしにかわりの池をつくるとか、やはり池を基本的に残していくということをやらないと、何十年、何百年に一度の自然の大きな災害の中で、私はこの地域の1つのマイナス要件である水の問題が人間に大変なことになっていくんじゃないかなと思うんですが、この辺の池についてはどう考えとるのか。

それから、水利組合の補償としてお金を払うんですが、これは前にも議論いたしましたけれども、既に現在それを必要としとる人にとっては、売ることにはできないわけですね。そういう点では、もう既に農地であることの権利を放棄した人の権利だと思うんですね、理屈の上では。そういう人には現実にこのお金は渡らないわけですから、現実に現在水利を必要としとる人にこの現金が回っていくんですが、お金ではなしに、やはり池という1つの個人が私物化できないようなものとして残していくという基本的なスタンスが必要なんじゃないかと思うのですが、その点のこともひとつお答えをいただきたいと思います。

議長（巴里英一君） 理事者の答弁を求めます。中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） まず、小山議員の御質問のうち、今回買収に係ります4,000平米が池のどの辺に、どこの位置にかかるかということと、どの程度かということでございますけれども、石谷上池と石谷下池をおのおの買収するわけでございますけれども、石谷上池では全体面積が1万9,315平米ございます。そのうち3,560平米ですね。それと石谷下池につきましては、3,800平米のうち1,013平米ということで買収を予定いたしているものでございます。

買収の場所は池の一番端の方ということで、水面積の真ん中部分についてはいらわないという形での計画でございますので、御理解を賜りたいと思います。

この石谷上池、下池につきましては、既に大阪府において水源確保のため

めに堤体の改修等を行っておりまして、当然地元利用者、水利権者等との話し合いの中で、この面積については用地として協力しても、水については支障がないという確認のもとに、今回買収をさしていただくものでございます。

今後の池の問題ということでございますけども、我々としても歴史のある池でございますから、当然保存ということについても十分認識を持った中で、そういう政策を進めていかなければならないという考え方を持っておりますので、その辺も含めて御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 水利の関係でございますが、水利について、金で払うんじゃなくしてほかの方法というような御質問だと思いますが、当然この池については水利の権利がございまして、今回一部を売却するわけでございますが、池をすべてということでもございませぬ。そういうような中で、やはりその水利補償を支払った中で、水利の方が今後の水路の整備とかいろいろこれを財源として今後は整備していかないかという観点から、やはり水利補償ということで我々は支払っていくものでございますので、その辺御理解賜りたいなと、このように思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） この水利組合というのは、法人格とか何か、そういう法人格的にちゃんとあるのでしょうかね、財産をきちっと管理するような。例えば個人になっておるのかですね。名前から抱くイメージは、かなりそういう地域の法人格があるようなイメージを私は持つわけなんですけど、現実にはこのお金というのはそういう水路改修のために使うということを今言われたんですが、どういう形でそのお金が実際使われておるのか、もうちょっとお示しをいただきたい。

ちょっと歯どめがわからないんですが、泉南市には僕が当選した当方で120ぐらいの池があるというように聞いておりましてね、その後も池が埋められることが時々議会にも上がってまいります。これは単に耕作だけに必要なものというよりも、全体の自然環境なり、自然の潤いとかいろいろなことにこの池が果たしている役割は大きいだろうし、また災害時にはやっぱりそういうところが1つの公的な空間としても利用されるだろうし、狭い意味で私はないと思うので、単に池の水を使う人が少なくなったから、

それは売却の対象だというようには私は短絡してはならないのではないかなと思いますね。

こういうところに池をつくるというのは、単に山を売ったりそういうことじゃなしに、大変な労力といろんな自然の1つのメカニズムを十分計算した上での池のつくり方だと思うんですよ。長い間災害についてもほとんど池を原因としては余りないわけで、昔の人がいろんな英知を傾けながら要所要所に池をつくってきて、この地域の欠点といいますか、そういう足りない部分である池をつくってきたわけですからね、そういう先人の1つこの土地にかける思いをバブルがある中でどんどん利用してきたという——土地と空間としてですね。

それはやはり市長、この時代に何らかの歯どめをかけないと私は大変なことになるから、基本的に減らさない。そこがどうしても必要な場合には、それと同じようなものを池として確保するという、そういう基本原則みたいなものは、やはり打ち出しておかなければならないのではないかなと、私はそういうふうに思うので、市長のこの池というものについてどういう1つの考え方、基本的認識を持つとるかということがまだはっきり示されておりませんので、その辺はちょっと示しておいていただきたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたが、池というのは、そういう自然でないところに池をつくるわけですから、今その池をつくとすればどれぐらい費用がかかるかも、やっぱりその土地を評価する場合の重要なファクターにするべきじゃないかと思うんですよ。単に駅から遠いとか近いとかというだけの査定ではなしに、その池としてつくるために、今であれば最低これぐらいかかるということでの問題もやっぱり検討しながら、本当にその池をどうしても埋めないかんかどうかということを検討して、後世に誤りのない判断を今する必要があると思うんですが、そういうことも含めて市長に御答弁をしておいていただきたいと思うんですね。

議長（巴里英一君） 小山君、財産区会計に関することですから、歴史的過程は別として、これに限って具体的な質問をお願いしたいと思います。

それでは、中谷部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどの御答弁とダブるんですけども、小山さんの言われるように、ため池といいますのは先人の知恵と努力によってつく

られたものであるというふうに認識をいたしておりますし、貴重な財産というふうにも考えております。これらのため池は、農業生産や地域の防災空間として大きな役割を果たしておりますけれども、近年水と緑のオープンスペース、貴重な水辺景観、歴史・文化資源としての価値や自然との共存環境等の機能を有する場として見直されてきております。

今後、ため池の整備等につきましては、こういった機能にも着目して、最近ではオアシス構想というため池の改修も行っているわけでございますけれども、貴重な環境資源として位置づけをいたしまして、憩いの場、安らぎの場として有効に活用していくということも求められてきてるところでございます。

こういったことを十分踏まえまして、ため池本来の機能の充実を図るとともに、土地利用に対応した公共用地の創出も図る必要があるというふうに考えておりますけれども、我々としても、ため池は貴重な財産ということでございますので、利用については必要最小限度という認識のもとに、当然そういう事業をしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） 検討と同じように、必要最小限というのなかなかわからない言葉ですよ。だからひとつ僕は歯どめをつくって、これ以上池そのものの面積を減らさないということを基本原則にすると。市長はこの財産区の管理者であるし、これは市長名できょう提案されとるわけですから、市長が最もこのことに答える立場だと僕は思いますよ。私、泉南市全体の池の問題を提起しとるわけですからね。その歯どめをどうするんかと。部長の答弁では必要最小限と。それは全然わからないですね。やっぱり数字的にもうこれ以上基本的には減らさない。私もさっきも提案しましたように、減った分はどこかでふやすというようなことはやっぱり明確にしておかないと、必要最小限、必要最小限でどんどん減らされていくんじゃないでしょうか。今までもそういう姿勢だったと思います。

それから、こういうものを金にかえるということ、一般会計に入れることも含めて、それから水利組合の方に払うことも含めて金にしないと、現金化しないと、水路の改修は私はちゃんと一般会計から払うべきだと思いますよ、こういうことじゃなしに。本当にそれは排水路も兼ねとるわけで

すから、ちゃんとそういう管理をするのは、本来私は市が責任を持って水路の管理はしないといけない時代だと思います。農業がどんどん減つとるわけですから、そういう点でこういう財産を金にしないということさえあえば、現実的に私は歯どめになるんじゃないかなと思います。

この問題は、私は市長にきちっと、泉南市全体の特徴ある池の問題ですから明確に答えてもらって、市民にも安心を与えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（巴里英一君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市には今なお100を超えるため池がございまして、御指摘のように安易にそれに頼るということは、必ずしもいいというふうには思っておりません。ただ、公共的な用地をどうしても確保しなければいけないという場合も当然ありまして、それが立地場所あるいは規模、面積等からして民有地に求めるということが非常に難しい場合もありますから、そういう場合は多くの方々とコンセンサスを得た上で、こういうため池の利用ということも、過去においても考えてまいっております。

先ほど事業部長が申しましたように、ただその際に可能な限り、やはり先人の遺産でありますから、そういうことにも十分配慮した中で、仮にそれを使用するとしましても、本当に必要最小限の範囲にとどめるということが大切だというふうに考えております。したがって、もうこれ以上池を減らさないということを約束するということではできません。ただ、できるだけ減らさないように心がけるといえるというふうに思っております。

それから、もう1点は、お金にかえるのはいかがかということです。池の土地を使う場合に2通りありまして、要するに買収方式でやるか、機能回復でやるかということなんですが、ため池の場合、機能回復というのはなかなか、言葉では易しいんですが、実際は非常に難しい問題がございまして。これはやはり歴史的なものもございまして、また、その機能回復をするにつけては代替地の確保ということも必要でございまして、また技術的にもあらかじめそういう堤の構成をしなければいけないというような問題がありますから、過去においてもそういう御提案もいただいたこともありますが、現実的には非常に難しいということをお理解いただきたいというふうに思います。

その中で、仮につぶれ池にするにしましても、余りその水量あるいは景観等に影響のない部分の最小限にとどめるという方法を講じてまいっております。ですから、方法としては当然機能回復型というのはあり得るんですけれども、現実にはなかなか非常に難しいなという感じをいたしております。

議長（巴里英一君） 小山君。

3番（小山広明君） この問題はある意味で大変大きな問題ですから意見にかえときますけども、機能回復が難しいというのを逆に返せば、やはりそれはつくるの大変ですから、しかも堀河ダムをつくって一定の水量を確保したと。そういう中でまだ一方、小さな池がつぶれていく関係にもあると思うんですが、やはり大きなものをつくるよりも小さな池をいろんなところに点在してやれば、都市空間としてもゆとりを持ってくるわけですから、そういう点ではこの池というのはほんとに、今からつくるといったらそれこそ大変ですよ。せめてこれ以上の池をつぶさないというようなことは、市民にも希望のある1つの提言にもなると思いますしね。どうしてもそれをつぶさないけないときには、つぶすとしても、それは機能回復というんか、やはり別なところにそれを確保するというぐらいの特徴ある政策をぜひやってもらいたい、そのように思います。

意見としておきます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、この提案を聞きながら、57年の8月1日の集中豪雨のときのことを思い出してるんですが、たしかこの下流域にあります岡越池があたのときに決壊をしたと。皆さんの声ではまだ上に遊水池の役割をしてくれるそういう池があったからこの程度で済んだんだと、こういうことを言われたことも思い出しました。

確かに岡越池の上のこの石谷池ですね。農業公園あるいは花卉団地との関連で、今回埋め立てが必至になるわけですが、いわゆる防災池としてのこの池の効能ですね、これがどの程度この埋め立てによって減少するのか。その代替事業としてどの程度の遊水池がつくられるのかですね。そしてそれにかかる費用、これは一体幾らになるのか。さらに、この費用はどこが持ってくれるのか。大阪府が持つのか、それとも市が丸々、構造改善と、こういう国の2分の1程度のお金をもらって、あとは全部市が持つと、あ

とは起債に頼っていくと、市の財源はね。そういうことになるのか、その辺も明らかにしていただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

ちょうどこの農業公園の地元への説明のときに、今和気議員御指摘のありました3年ほど前ですかね、大きな雨が降ったという... ..（和気 豊君「僕は57年を言ってる」と呼ぶ）それは57年ですけど、直近ではそういう雨がありまして、地元の方も大変御心配をされました。

そういう中で農業公園なり農地造成をやるということの中で、地元にもどのように理解してもらおうかということと、安全対策がまず優先だということの中で説明をさしていただきまして、当然もともと計画では洪水調整池の計画はしてありました。これは石谷上池の上流ですね。そこへ計画をいたしてありまして、当初の計画では30年ぐらいたったんですけども、その雨があったということと、地元にも納得をしてもらおうということと、当然市としても金熊寺川がまだ完全に改修されていないという立場から、大阪府の農地開発公社と協議をいたしまして、今予想される最高の貯水能力、100年確率ですね、それに基づいて府の方で設計をしていただきまして、現在その調整池の建設中でございます。ですから、今予測される雨の中では最高の大きさのものを建設をして、下流への心配については配慮しているというのが実情でございます。

金額的にはちょっと今資料を持っておりませんので、後ほどでよろしかったら御説明をさしていただきたいというふうに思いますし、この調整池の建設費用につきましても、大阪府の農地開発公社と市と、開発面積によって案分という形で建設をしているものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） もともとの発端が、農業公園も花卉団地から派生をして、そのむしろ胴を取ってるような事業になっているわけですけども、農業公園の性格からいっても、やはりこれは広域的な事業である。泉南市だけで対応できる問題でもありませんし、利用者にとっても広域的に大いに空港の立地を生かして利用してもらおうと、こういうところから出発

をしているわけですから、いずれにつけても府に多くの負担をお願いをする。市が胴を取るようなことではなくて、むしろ大阪府に河内長野の花の文化園とか、ああいう種類の内容のものに近いような負担をお願いすると、これがあり方ではないかというふうに思うんですが、案分というのはいわゆるフィフティー・フィフティーというか、面積案分だけですか。大阪府はひとつ財政的にそれにプラス特別な付加をつけようと、こういうことはないんでしょうか。あくまでも面積案分なのか。

議長（巴里英一君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 調整池の建設費でございますから、この分につきましては開発面積による案分ということで話し合いを行っております。

ただ、当然大きな事業が必要なものでございますから、当初の話し合いの中では、進入路等については泉南市で施行するという形になっておったわけでございますけれども、それもいろいろな話し合いの中で府の公社が国庫補助事業として事業してもらおうということで、市の方の負担がはるかに低く、現実的に事業費の15%から20%程度まで落とした中で話をし、負担していただくものは負担していただくと、協力していただくものは協力していただくというスタンスの中で、現在もそういう交渉をしながら事業を進めているということでございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議長をお願いをしたいんですが、こういう関連で、私の質問というのは別にこれから大きく外れているというふうには思いません。逸脱してるとは思いません。これを売ったらかえって泉南市の負担が多くなるわけで、こういうことでは困るわけですから、その事業の性格等に照らしてこういう質問が出るというのは当然予測されることですから、今資料がないから具体的な数字が説明できない、こういうことでは、この議案を提案する理事者側の姿勢としてはやはり非常に問題があるんじゃないかというふうに思うんですね。そういう点で資料について早急にお出しをいただいて、そしてひとつ議会の審議、安心した審議ができるようにお取り計らいをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 現段階ですぐということにいかないというふうに思いますけれども、その点は理事者、いかがですか。

〔和気 豊君「きっちり細かいやつでなくても、大体これぐらいだということで構いませんよ。そして資料は後で出していただくということで。それぐらい言えたら」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） それでよろしいですか。

〔和気 豊君「はい」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 青山事業部参事。

事業部参事（青山 敬君） それでは、まず調整池の方ですけれども、大阪府の農地公社と泉南市の予算で発注しておりまして、工事は公社の方に委託しております。

それで、金額が約2億5,620万となっております。そのうち泉南市の工事費は1億7,982万となっております。この2億5,620万で公社の農地開発ゾーン、これの造成を今のところ約7ヘクタール、それから泉南市の公園ゾーンの造成が3ヘクタールという形で行っております。この中に調整池も含まれております。今手元の資料では、こういう形になっております。

それから、進入道路の件ですけれども、案分で先ほど部長が答弁してもらったとおりでございます。調整池については、今ここにある資料ではこの程度の答弁とさせていただきます。また後ほど公社の方と調整して詳しく発表させていただきます。

〔和気 豊君「もう1点、確認だけで」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 和気君。

13番（和気 豊君） 遊水池にのみ限って言えば、いわゆる単なる面積案分比率ではなくて、泉南市がこれに総費用に係る全体総額の15%程度で済むんだということで理解さしていただいているんですね。そういうことであれば、後で具体的な数字についてはお出しいただいて結構だと、こういうふうに思います。

議長（巴里英一君） 青山事業部参事。

事業部参事（青山 敬君） 15%というのは進入道路の案分でございます。遊水池、いわゆる調整池については面積案分という形になっております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） 簡潔にお尋ねしておきます。ここで、50ページにあります地元公共事業補助金という部分ですね。それから、水利補償という項ですね。それぞれなんですけど、地元公共事業補助金の場合、これは岡中区で、これからの岡中区の地元の公共事業に何らかのものがあれば補助すると、区の方に下げ渡す——下げ渡すと言ったら失礼かも知れませんが、補助金として支出するという内容のものになるのか、その点が1点。

それから、これは水利権ですから、水利組合に全額渡して使うのは自由だというふうになるのか。ただ、たしかこの石谷池の整備のときに岡中区の方から聞いたことがあるんですが、地元負担金を大分求められて、その金策に大変やったというふうに聞いておったんでね。それは例えばそのときに借入れでやってるとしたら、この水利権消滅補償金で支払いになるのかですね。ちょっとその辺が、たしか将来この池の売却があるので、それで補償ができるんだというふうに聞いたように思うんで、その点このそれぞれの費用がどういう補償として使えるのか、その点をちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず、地元公共事業補助金でございますが、これにつきましては、地元が今後公共的な事業をするというんですか、してほしいとかいうことがあれば、これをもって充てていくという形になります。また、地元で何か公共的な事業をやるということにつきましても、またこれにつきましては補助金として支出していくと。

それと、水利補償の関係でございますが、これにつきましては水利の方で、今現在何に使うというあれではないですけども、当然これにつきましては、水利の方で管理しております水路とかもろもろについての今後の費用ということでございまして、先ほど議員がおっしゃられました地元の負担金ですか、そこらも地元の方がこれをもって充てたいということであれば、それも可能かなと考えております。

議長（巴里英一君） 林君。

14番（林 治君） もう一遍確認だけしとかないかと思うんです。地元で、これ岡中区ですね。岡中区だけですか。それは間違いはないですね。それで、区の方の補助金では池の改修とかそういうものには使えないのかどうかということですね。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） もちろんこの地元公共事業補助金、これにつきましては岡中区の財産区会計ということでございまして、岡中のまあ言うたら権利というんですか、そういうことございまして、岡中の方が考える事業という形になります。

それと、この公共事業の補助金につきましても、水路とかそのようなものに使えないかということでございしますが、これは岡中がそのように使いたいということであれば、それで結構かなと考えております。

議長（巴里英一君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 議案第9号について意見を述べ、賛成の討論といたしたいと思います。

既にこの石谷池売却に係る工事主体であります農業公園事業、そして大阪府の花弁団地の整備、農業公園事業のみについていえば、既に平成9年度末で用地取得、合わせて事業費12億6,700万、これが使途されているところであります。今後10年度以降、平成14年度までにさらに11億7,600万、これが予定をされています。明らかにこの事業は、国庫補助事業を受けながら大阪府の介在する部分、むしろ協力する部分というのは非常に少のうございまして。わずか四、五%の域を出ていない。広域的な事業の性格からいっても、大阪府に多くを求めることは避けられない事業であります。当然、そのことを要望してしかるべき事業であります。にもかかわらず、市の持ち出しが非常に大きい。

先ほど言われましたこの池の売却に伴う新たな防災池の設置についても、案分比率ということで答弁が終わっています。当然、このことについても、大阪府農とみどり環境の整備公社等に具体的に費用負担を求めて、極力市の財政悪化解消に寄与さしていく、こういう方向で取り組みを進める、これが基本であります。私の質問に対して、そのことについて一向に答弁がなかったことは、まことに残念であります。

今後、市の財政をにらみ合わせながら、むしろこの事業については慎重に財政事情を踏まえて、鈍足ととれても結構でございます。市民に新たな負担をおっかぶせない、そういう事業化を心からお願いを申し上げまして、

条件を付し、賛成の討論といたします。

議長（巴里英一君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第14、議案第10号 平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第10号、平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

平成9年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

補正の内容についてでございますが、51ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ3億3,163万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ199億9,168万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。64ページをお開き願います。

人事管理費の職員手当等3,905万7,000円でございますが、これは定年前早期退職予定者2名に対する退職手当でございます。

次に、同じページ下段から65ページにかけましての徴収費2,330万円でございますが、市税の納期前納付者がふえましたことによる前納報奨金の増と、市税更正に伴い納税者に還付する過誤納還付金及び還付加算金がふえたことによるものでございます。

次に、66ページから67ページにかけましての老人医療助成費の扶助費300万円、及び障害者医療助成費の扶助費100万円でございますが、これは昨年9月に健康保険法が改正されたことに伴い、各医療費本人分の負担額がふえたこと等により扶助費に不足が生じるため、補正するものでございます。

次に、68ページから69ページ上段にかけましての清掃総務費の負担金補助及び交付金845万円でございますが、当初見込みより大型の合併処理浄化槽の設置基数が増加したことに伴いまして、設置補助金に不足が生じたため補正するものでございます。

引き続きまして、同ページ下の交通安全対策費の負担金補助及び交付金730万1,000円でございますが、これは現在市内を運行しております南海バスの3路線に対します赤字補てんのための補助金でございます。

次に、70ページをお開き願います。樽井駅周辺地区再開発等調査費の公有財産購入費2億979万8,000円でございますが、これは当該地区に市土地開発公社の取得用地を買い戻すための経費でございます。

次に、73ページの公債費953万3,000円の減額でございますが、これは市債の平成8年度発行分の利子の確定による不用額でございます。

次に、同じく73ページの諸支出金のうち、公共施設整備基金費2,795万3,000円、及び公債費管理基金費2,700万円でございますが、これは3財産区——馬場、幡代、信達岡中でございますが、3財産区が市土地開発公社に土地を売却したことに伴います財産区からの繰入金5,495万3,000円を両基金に積み立てるものでございます。

お手数ではございますが、58ページにお戻り願います。第2表では事業の変更による地方債の補正を、次に59ページの第3表では繰越明許費につきまして記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、歳入の明細につきましては、61ページから63ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に二、三点お伺いをいたしたいと思います。

まず第1点は、歳入関係でございますが、私は今回予算委員会に入っておりませんので、事前にお伺いをしておきたいと思いますが、この歳入の中における地方交付税の問題でございます。これは空港から入る税込等が関連をいたしまして、地方交付税のカットがなされてると、こういうことでございますが、新年度予算との絡みもあると思いますが、この地方交付税に対する内容についてちょっと御答弁をいただきたいなと思います。これが1点です。

それから、59ページの繰越明許の問題であります。繰越明許という関係は、役所はどこでもそういう表現をしておるんですけども、中身は清掃関係のそういうことの繰り越しになってるんですけども、実態としてはもっと具体的にどうなのかと。繰越明許というその呼び方は法で認められますからいいわけですけども、いずれ一般財源にも影響する部分であります。特殊なこの事業の内容ですね。ここに書かれておるこの内容についてどういう意味を持つのか。もう少し事業の進捗状況と繰越明許された内容について、明らかにしていただきたいなと思います。

それから、大変失礼でございますが、後に戻りまして、58ページの地方債の補正でございますけれども、これももっと具体的にひとつ説明を願いたいなと思います。

それから、歳出面でありますけれども、樽井駅前、70ページでございますが、いろいろ明示されておるんですけども、これに対して、その年次計画というものがいろいろあると思うんですけども、ほかの駅前開発との関係で、将来のこの駅前開発の計画性についてお答えをいただきたいなと思います。

それともう1点、歳出面でございますが、64ページの国体費の関係でございますが、1億400万程度合計で組まれておるわけですが、減額補正が80万ほどございます。これはこの予算とは直接関係ないかもわかりませんが、いろいろ団体、市内の企業関係者にもある意味では資金的協力を求めたというふうに聞いておるわけですが、国体の決算からして一体どういうことになってるのか、その中身を掌握しておれば具体的な御答弁をいただきたいなと思います。

それから、次のページの65ページでございますが、諸費の中で裁判費用、訴訟費用でございますが、これはどういう裁判のやりとりがなされて

いるのか。どういう事件での裁判の訴訟費用かと、そういう内容について御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 理事者、答弁が非常におくれておりますので、きちっと答えられるようにしてください。増田事業部参事。

事業部参事（増田昌彦君） 私の方から、駅前の将来計画につきまして御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、今回補正で上程させていただいております樽井駅前につきましては、既に暫定としての駅前ロータリー及びその導入路が完成いたしております、国体開催時に合わせまして供用開始しているところでございます。

これにつきましては、引き続き駅からロータリーへ連結する一方通行道路等の計画をいたしております、このスケジュールといたしましては、5月末をめどに南海バスのバスルート及び停留所の移設が完了する予定になっておりますので、それが終わり次第、連絡道路につきましては着工していきたいというふうに考えております。

あくまで樽井駅前につきましては暫定という位置づけで今回整備を行っておりますので、今回これらの計画が完成いたしましたら、樽井駅前の交通混雑の緩和等につきましては、一定の緩和が図れると考えておりますが、将来的には地元で結成されておられます街づくり協議会とも協議いたしまして、当面の問題解決には一定の成果を上げれるとは考えておりますが、将来の駅前のあり方といいますか、まちづくりについては引き続き協議をしていくということが確認されております。

関連いたしまして、他の3駅につきまして、簡単に今後の計画について御説明いたします。

砂川につきましては、一般質問等でも答弁がありましたように、現在事業化を目指して検討しているところでございます。現在、段階的整備ということで、東側街区を想定してのケーススタディーを行っております、それをもとに地元準備組合と協議をした上で、できるだけ早い時期に今後の方針とスケジュールについて明らかにしていきたいと考えております。

新家駅前につきましては、平成2年に新家駅南地区地区計画が策定されて、それに基づきまして今年度、駅前の交通広場が完成したところでございます。新家駅南地区につきましては、今後も地区計画に基づきまし

て、民間の建築開発行為に当たりまして、沿道の方々の御協力を得ながら生活道路等の整備を順次していきたいというふうに考えております。

岡田浦駅前につきましては、地元の方々がまちづくり勉強会を行っておられますが、なかなか具体的な提案等できてない状況ではございますが、今後も引き続き協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 島原議員さんの御質問のうち、58ページの地方債の補正ということで説明させていただきます。

樽井駅前の整備事業ですが、当初予算では7,640万地方債をお願いしておりましたが、今回公社用地を買い取るということで1億7,950万円の補正をいたしまして、最高限度額が2億5,590万となっております。この1億7,950万の補正の内容といたしましては、政府の地方債が1億3,450万、府貸しが4,500万、これはまだ額が5月末でないと確定いたしませんので、その辺若干の変動があるかもわかりませんので、御了承いただきたいと思っております。

引き続きまして、地方交付税の9,294万3,000円の内容はどうかという御質問ですが、この内容につきましては職員の早期前退職の3,900万円、徴税費の還付金等の2,330万円、合併処理浄化槽の補助金845万、バス赤字の補てんということで730万1,000円、老人・障害者医療の助成ということで400万、教育委員会の光熱費ということで802万1,000円、そのようなものに充当するという事になっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員さんの御質問のうち、59ページ、繰越明許費について御答弁申し上げます。

実は、廃棄物処理施設整備事業につきましては、昨年12月の補正によりまして御承認いただいた件でございますが、本日議案第1号といたしまして工事請負契約を御承認いただいたところでございますが、本格的な工事につきましては10年度から実施したく考えてございます。

それで、12月補正では7億5,182万1,000円の御承認をいただいて、9年度におきましての執行につきましては、旅費といたしまして6万

円の支出を見てございます。その残りの金額 7 億 5,176 万 1,000 円につきましては、10 年度において執行を行いたく、本日お願いしているような次第でございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 細野公室長。

市長公室長（細野圭一君） 国体に係ります地元企業等の寄附金のお尋ねでございますが、この寄附金につきましては一般会計ではなしに、国体実行委員会の予算に計上してございまして、具体的な数字につきましてはちょっと手持ち資料がございませんので、後ほど御報告させていただきますが、この件につきましては 3 月 3 日の実行委員会総会におきして、歳出につきまして承認いただいたところでございます。

議長（巴里英一君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、65 ページの訴訟費の関係でございます。

弁護士費用の関係でございますが、これにつきましては守秘義務違反があったとして懲戒処分を求める異議申し立て書が市の方に出されました。それに対する却下決定を不服として、市を相手に提訴されたものでございます。これにつきましては、平成 9 年 10 月 28 日に市の方が勝訴いたしております。それに伴います成功報酬として弁護士の方にお支払いするものでございます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17 番（島原正嗣君） この歳入の関係で、今御提案なされている内容とは直接関係ないんですけども、私先ほど申し上げましたように、空港関連の収入があるために地方交付税か地方交付金かという形のものがカットされてると、こういうふうな状況だと思っておりますが、本市の場合は、全体として空港から入ってくる税が大体 30 億程度のものだと思うんですが——もうちょっとあるんですかね。それに対しての地方交付税の措置としては、国はどういうことにしてるのか、わかってる範囲で御答弁をいただきたい。

それと、56 ページでございますが、教育費の中で教育総務費 638 万 4,000 円の減額補正がありますが、これはどこの部分の減額補正をなされたのか。詳細の次のページも見ますけれども、具体的には書かれておら

ないようでございますが、わかってる範囲で御答弁をいただきたいと思
います。

それから、樽井駅前との関係の用地買収でございますが、これは中身とし
ては、パチンコ屋のあったところの広場を買うための——広場というよりも
パチンコ屋全体の敷地面積を買収するための経費なのかどうかですね。わ
かっておればどれだけの平米数なのか、御答弁をいただきたいと思いま
す。

今後のあり方としては、やっぱりできるだけ早い機会に各4地区の、樽
井もそうですし砂川もそうですし新家もそうですし、それから西信の岡田
の駅前もそうありますから、今御答弁によりますと岡田なんかはまだ検
討中だということでございますけれども、できるだけ平等、公正に駅前開
発ができるように、そら予算の関係等もございましてけれども、この予算を
見ますと、都市計画費なんかほとんどそこに入れてるという感じですか
ら、やっぱりできるだけ早く対処してほしいなと思うんですが、わかっ
てる範囲で御答弁をいただきたい。

議長（巴里英一君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 教育総務費の減額補正をお願いしてることに
ついて、御説明申し上げます。

明細につきましては、71ページに記載しております部分でございまし
て、プール施設費の減額でございます。今年度も11小学校プールの一般
開放を行いました。今年度につきましては、雨天とか天候の悪化に予想す
る中止とかございまして、賃金の執行が少なかったということで減額の補
正をお願いしてるところでございます。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 空港税収と交付税の関係でございま
すが、今のところ交付税算定上、空港税収につきましても基準財政収入額
に入るというような扱いを受けておりますので、その点御理解をお願いい
たしたいと思えます。

また、ちなみに平成8年の空港税収ですが、33億7,000万となっ
ておまして、そのうち交付税算入額といたしましては、0.735を掛けま
すと24億7,700万となっております。残り8億9,300万につきまし
ては市の増収分となって、一般財源として使えるというふうになっており
ます。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 増田事業部参事。

事業部参事（増田昌彦君） まず、議員御質問のうち、樽井駅前の今回上程させていただいております買い戻しの中身につきまして御説明いたします。

既に供用開始しております暫定の交通広場の整備に先立ちまして、昨年度まず公社で旧のパチンコ屋さんの土地とその隣の土地、筆数にしまして合計11筆を先行買収いたしまして、そのうち昨年度の3月補正で予算をつけていただきまして、そのうちの6筆、位置としましては今現在のロータリーのほぼ中心に当たる部分なんです、その6筆を既に買い戻しさせていただいております。

今回そのうちの残りの5筆と、それに加えて、それらに隣接しております、まだ今まで買い戻しができていなかった2筆を加えて、合計7筆の買い戻しを行うために予算を上程させていただいているものでございます。7筆の合計面積は537.03平方メートルでございます。

御質問のうち、第2点といたしまして、4駅の駅前開発に関してかなり差が生じてるんじゃないかという御指摘ですが、確かに4駅によりましてそれぞれ進捗の状況といたしますか、差が出ているのは事実でございます。今後ともそれぞれの駅前の現在置かれてます状況と、あるいは地元の方々の御意見を十分伺いながら、予算の問題もございしますが、できるだけ調整した上でどの駅も整備に向けて進んでいけるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 樽井駅前は今御答弁なされたこの7筆ですか、これがある一定今回の予算補正において決定されれば具体的に動く。5筆は既に買ってるみたいな感じですけども、この合計7筆が完全に市の方できちっと買収したとか整理したとかいうことになれば、あの樽井の駅前の混雑はそれで解消するということなのか。これはとりあえずパチンコ屋の下の広場だけつくって、確かに駅から東洋クロス、それからそのこの線ですね。パチンコ屋のあった部分からちょっと岡田寄りに走って、樽井鉄工というんか金子鉄工というんか、あそこの前からずうっと泉南市の市役所の方に入ってくると。

しかし、従来ある、現在商店街とされる樽井駅前の旧の道は、それは一向に改善されないということになると思うんですが——現状ではですよ。これはどうなるんですか。そうすると、実際樽井の真の住民というのは、中心的な人は、乗降客は、あるいは車で来る人はそういう操作ができるけれども、全体の駅前開発という視点からすれば、協力できる部分だけ協力をしてとりあえずやろうということに終わってしまうという感もあるんですが、例えば樽井駅前開発の当初の計画からして、今言うその7筆を完全に掌握し、合意形成ができれば、今ある旧の商店街をおりてきた道等については解消されるのかどうか、これを1つお答えを願いたいと思うんですわ。あともう聞きませんから、これは1点答えてください。

あと1点は、この4駅についてももう少し急いでもらって、そら予算の関係もあるでしょうけれども、解消する。特に新家等は朝晩の——一般質問であったかどうかちょっと記憶しておりませんが、議会でよく皆さん話ししますように、大変な混雑ですから、砂川もそうでしょうし、もちろん岡田の西信の場合もそうですけれども、もっとやっぱり計画的にやってほしいなというふうに、意見にかえておきます。

これには、ここに市債と書いておるんですが、特定財源の項に市債と書いておるんですが、国や府の補助金というのはどういう割合になっているのか、それも含めて御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（巴里英一君） 増田事業部参事。

事業部参事（増田昌彦君） 私の方から、まず最初に御質問のありました今回の7筆を買い戻しさせていただくことによって、従来の樽井の駅前が抱えておりました問題についてどうかという御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、今回の7筆は既に現在工事が終わっていますロータリー部分の底地に当たる部分になっております。ですから、今回の買い戻しはその部分を公社から市の方に買い戻しさせていただきたいための予算を上程させていただいてるものであります。

議員御指摘のように、大阪方面ですね、信達樽井線の予定地のあたりから入りまして、駅前の旧パチンコ店のあたりでぐるっと回って、また出ていくという形状に現在なっております、大阪方面から車で駅の方に近づ

いてくる方にとっては一定乗降の利便性の向上が図れてると思うんですが、御指摘のとおり、駅前の正面の道なんですが、依然車の交通が非常に混雑してる状況であることは認識しております。

今回こういった整備を行うに当たりまして、地元からの意見といたしまして、駅前の前の道をバスも今そこをルートにしておりますので、バスと一般車が非常に交錯するとか、あるいは歩行者の安全性が確保できてないということで、それを解消することを地元としても要望の第1に挙げられておりましたので、先ほど最初に答弁いたしましたように、現在あの形で最終形ということではございませんで、駅前からロータリー、現在の南海のバス停とかバスの回転スペースがあるんですが、その中一部、南海と協議いたしまして、そこを通過しましてロータリーに一方通行路を接続すると。

それに伴いまして、まずバスは現在の路線を変えていただいて、今回整備いたしましたロータリーから発着して信達樽井線の方にバスは抜けていただくと、そういうことによりまして、まずバスがあの狭い道をずうっと通っていかないといけないという問題については解決できると考えております。

先ほど申しましたように、駅からロータリーにつなげる道が完成いたしましたら、駅前の通りを通過して駅前に来た車が、今ここで無理にUターンして戻っていったるんですが、それをロータリー側に流していきまして、そのまま信達樽井線の方に抜けていっていただきたいと、そういう形で現在計画しております。そうすることによりまして、バスを既存のルートからルート変更するということと、交通を分散化することによりまして、駅前の交通混雑につきましてはかなり解消できるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 大前総務部参事。

総務部参事兼財政課長（大前輝俊君） 事業費のうちの起債の関係ですが、今回の事業につきましては、75%が政府の地方債が充てられております。残りの財源としましては、振興補助、府貸し——府貸しは先ほど4,500万と申しましたが、空港関連事業ということで、ただ、府貸しと振興補助につきましては5月末に決まるということですので、またこの数字につい

ては変更があるかもわかりません。その残りが一般財源ということになっております。

以上でございます。

議長（巴里英一君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで終わりますけれども、お願いをしておきたいなと思います。

それは、もちろん駅前開発の主体はやっぱり行政にあると思うんですけども、最近難波から岬町まで各駅を見ますと、特に泉佐野までは——吉見の里駅ですが、いずれにしても泉南から岬——岬町の公園のあるみさき公園の駅も大分よくなりましたけれども、何か岡田の駅と樽井の駅は、ちょっといらいましたけども、佐野や貝塚や岸和田や泉大津や春木や天下茶屋というところを見ますと、随分と——そら乗降客も比較したら少ないと思いますけれども、幾ら駅前広場を立派にしても、やっぱりそれに並行して南海電鉄にもきちっと物を言っていて、下水工事のときだけあれするんでなくて、もっとそういう視点にも目を開いてもらって、やっぱり南海の方にも協力していただくように、ぜひひとつ働きかけていただきたいと。

そら随分と立派になってますよ。まだあの樽井の駅はトイレがどこにあるかわかんような状態ですけども、休憩室はあるし、冷暖房は駅の真ん中にあるし、電車待ちしても風に打たれることないし、夏になったらクーラーが入ってちゃんと控室があるんですけども、泉南の2駅についてはどうもそういう光景がないようでございますが、この点についても配慮するようにぜひひとつお願いをしておきます。

それから、国鉄は国鉄としての考え方があるわけですから、とりあえず南海電鉄も駅前開発に伴って、駅の改修についてもやっぱりきちっと公平にやっていただきたい。お願いしておきます。

以上です。

議長（巴里英一君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第11号 平成9年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算（第1号）、及び日程第16、議案第12号 平成9年度大阪府泉南市幡代財産区会計補正予算（第1号）の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第11号、平成9年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算、及び議案第12号、平成9年度大阪府泉南市幡代財産区会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の81ページでございます。まず最初に、議案第11号、平成9年度大阪府泉南市馬場財産区会計補正予算について御説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1,537万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3,567万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、泉南市農業公園に係る用地として、信達岡中1432の1、信達岡中1433の2で、馬場、幡代及び信達岡中共有の石谷上池、下池の一部4,573.06平方メートルを泉南市土地開発公社に売却するものでございます。

87ページをお開き願います。歳入といたしましては、売却代金4,612万5,000円の9分の3の1,537万6,000円を財産売払収入として計上させていただきました。

次に88ページでございますが、歳出といたしましては、1,537万6,000円のうち45%の691万9,000円を一般会計に繰り出し、同額を地元公共事業補助金とし、また10%の153万8,000円を水利消滅に伴う補償金として計上させていただきました。

次に、議案第12号、平成9年度大阪府泉南市幡代財産区会計補正予算について御説明申し上げます。

議案書の89ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ8,624万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9,578万2,000円とするものでございます。

内容といたしましては、泉南市農業公園に係る用地として、信達岡中 1 4 3 2 の 1、1 4 3 3 の 2 の馬場、幡代、信達岡中との共有で、石谷上池、下池の一部 4, 5 7 3. 0 6 平方メートルに加え、幡代 5 0 8 の 1 の山ノ谷池の全部 8, 2 6 0 平方メートルを泉南市土地開発公社に売却するものでございます。

9 5 ページをお開き願います。歳入といたしましては、信達岡中 1 4 3 2 の 1、1 4 3 3 の 2 の売却代金 4, 6 1 2 万 5, 0 0 0 円の 9 分の 2 の 1, 0 2 5 万 1, 0 0 0 円、及び幡代 5 0 8 の 1 の売却代金 7, 5 9 9 万 2, 0 0 0 円の合計金額 8, 6 2 4 万 3, 0 0 0 円を財産売払収入として計上させていただきます。

次に、9 6 ページでございますが、歳出といたしましては、8, 6 2 4 万 3, 0 0 0 円のうち 4 5 % の 3, 8 8 0 万 9, 0 0 0 円を一般会計に繰り出し、同額を地元公共事業補助金とし、また 1 0 % の 8 6 2 万 5, 0 0 0 円を水利消滅に伴う補償金として計上させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（巴里英一君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより本 2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本 2 件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号及び議案第 1 2 号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 1 7、議案第 1 3 号 平成 9 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（巴里英一君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第13号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

議案書の97ページをお開き願います。平成9年度予算におきまして継続費を設定した事業につきまして、99ページの第1表のとおり補正するものでございます。

その内容につきましては、男里地区で事業中であります南海軌道横断管渠築造工事の工期末を本年3月25日から9カ月延長することに伴いまして、上流側次期工事の一部である地盤改良工事を延長した工期の期間内に別途発注する必要が生じたので、これに必要な事業費500万円を継続費の平成10年度分として追加補正するものでございます。

なお、補足参考資料を別途お配りをいたしておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、議案第14号 平成10年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第35、議案第31号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上18件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成10年度泉南市各会計予算18件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第14号から議案第31号までにつきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、議案第14号の平成10年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、本年5月に市長の改選が予定されておりますため、当初予算は骨格予算として編成しております。したがって、原則として人件費、扶助費、公債費などの義務的経費並びに物件費、維持補修費などの経常的経費等につきまして予算を計上したものでございます。

それでは、別冊の予算書3ページをお開き願います。歳入歳出の総額をそれぞれ175億2,680万円とするものでございます。平成10年度予算は、前年度当初比で3.5%の減でございますが、非常に厳しい財政状況の中で、財政再建のため歳入の確保に万全を期するとともに、歳出につきましては従来にも増して経費節減のための精査を行いつつ、市民サービスの向上を念頭に予算を編成したものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

まず、134ページをお開き願います。企画広報費の委託料のうち、ケーブルテレビ番組制作委託料1,365万円でございますが、本年3月に開局されますCATVを通じまして行政情報等を市民に伝えるため、番組制作を行う経費でございます。

次に、142ページをお開き願います。OA化推進費1億2,185万4,000円でございますが、これは市民サービスの向上と事務の簡素化、効率化を推進するためコンピュータを導入し、住民情報システムの整備を図るための経費でございます。

次に、155ページの同和対策費の委託料のうち、実態調査委託料1,100万6,000円でございますが、これは地区住民の自立促進と市民の人権意識の高揚を図り、同和問題の解決に資するため、同和地区生活実態調査を行うための経費でございます。

次に、167ページをお開き願います。身体障害者福祉費の委託料のうち、障害者計画策定調査委託料420万円でございますが、これは障害者児福祉向上のため、高齢化、障害の重度化等の障害者を取り巻く環境の変化に対応した障害者計画を策定するための経費でございます。

次に、196ページをお開き願います。公害対策費の委託料844万1,000円でございますが、これは市民の良好な生活環境を保持するため、

水質や土壌あるいは大気等の測定を行うための経費でございます。

次に、212ページをお開き願います。商工振興費の委託料100万円でございますが、これは本市の産業の振興、発展を図るための拠点となる産業振興センターをりんくうタウンに建設するため、その関連機能調査を実施するための経費でございます。

次に、225ページをお開き願います。都市計画調査費の委託料250万円でございますが、これは良好な都市環境を形成する生産緑地地区につきまして、都市計画の変更に係る図書の作成を行うための経費でございます。

次に、236ページをお開き願います。消防施設整備事業費の備品購入3,800万円でございますが、これは消防本部に配備しております救急車がNO_x法の規制車両に該当し、継続検査を受けられなくなるため、高規格救急車を導入し、救急救命活動の充実を図るものでございます。

次に、241ページをお開き願います。指導費の使用料及び賃借料のうち、パソコン借上料450万円でございますが、各中学校の教育用コンピューターの整備についてはこれまで順次進めてまいりましたが、各小学校においても必要であるとの観点から、新年度以降整備を図っていくための経費でございます。

なお、歳入の明細につきましては、101ページから125ページにかけて記載してございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第14号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第15号から議案第25号までは、平成10年度各財産区会計の予算でございますが、15ページの樽井地区財産区会計予算から55ページの信達岡中財産区会計予算までの11財産区会計でございます。明細につきましては、311ページから354ページにかけて記載しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、59ページの議案第26号、平成10年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、記載のとおり歳入歳出にそれぞれ694万9,000円とするものでございます。明細につきましては、355ページから359ページにかけて記載をいたしております。

次に、63ページの議案第27号、平成10年度大阪府泉南市国民健康

保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ45億6,613万7,000円とするものでございます。明細につきましては、361ページから384ページにかけて記載をしております。

次に、69ページの議案第28号、平成10年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ51億2,982万9,000円とするものでございます。明細につきましては、385ページから392ページにかけて記載をしております。

次に、73ページの議案第29号、平成10年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ20億3,513万5,000円とするものでございます。明細につきましては、393ページから411ページにかけて記載をしております。

次に、79ページの議案第30号、平成10年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ2,340万1,000円とするものでございます。明細につきましては、413ページから416ページにかけて記載をしております。

次に、議案第31号、平成10年度大阪府泉南市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。予算書は別冊となっております。

別冊1ページでございますが、これは総括表となっております。まず、収益的収支でございますが、収入といたしまして14億4,154万円で、対前年度比は413万円の増加で、率といたしまして0.2%の増でございます。対しまして支出でございますが、14億1,420万円で、対前年度比は1,220万円の増で、率といたしましては0.8%の増でございます。収支差し引きは2,734万円の利益となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入といたしまして5億8,035万円で、対前年度比は3,745万円の減となり、率といたしましては6.0%の減でございます。対する支出でございますが、7億5,119万円で、対前年度比は1億5,965万円の減で、率にいたしまして17.5%の減でございます。収支差し引きは1億7,084万円の不足でございます。この生じた不足額は、内部留保資金で補てんするものでございます。

なお、明細につきましては、3ページから59ページに掲載をいたしております。

以上、議案第14号から第31号までを簡単に御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（巴里英一君） これよりただいま一括上程いたしております平成10年度各会計予算18件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成10年度各会計予算18件につきましては、11名の委員をもって構成する平成10年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって平成10年度泉南市各会計予算18件につきましては、11名の委員をもって構成する平成10年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員11名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（巴里英一君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成10年度予算審査特別委員会委員に、

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 井原正太郎君 |
| 3番 | 小山広明君 |
| 4番 | 市道浩高君 |
| 5番 | 成田政彦君 |
| 6番 | 松本雪美君 |
| 7番 | 東重弘君 |
| 10番 | 谷外嗣君 |
| 12番 | 真砂満君 |
| 18番 | 上山忠君 |
| 25番 | 北出寧啓君 |

26番 嶋本五男君

の以上11名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました11名の諸君を平成10年度予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、予算審査特別委員会につきましては、17日火曜日午前10時より開催をいたしますので、委員各位におかれましてはよろしくお願いを申し上げます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回本会議は、来る27日午前10時から継続開議いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでございました。

午後5時43分 散会

(了)

署名議員

大阪府泉南市議会議長

巴里英一

大阪府泉南市議会議員

真砂満

大阪府泉南市議会議員

和気豊